

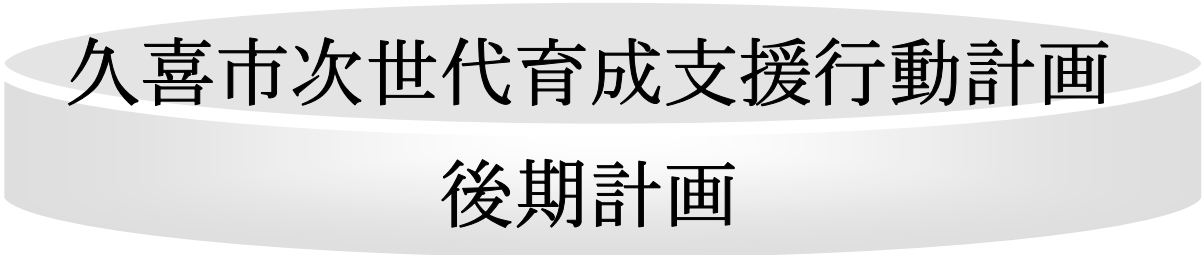
久喜市 次世代育成 支援行動計画

後期計画

～子どものしあわせを育むまちづくり～

久喜市





久喜市次世代育成支援行動計画
後期計画

久 喜 市

ごあいさつ



近年、わが国では、予想を上回る勢いで少子・高齢化が進行しており、平成 17 年には出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転じ、ついに人口減少社会を迎えました。急速な人口減少は、経済成長の鈍化、税や社会保障負担の増大、また、地域社会の活力の低下など、社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすこととなります。

これまで、国においては、平成 15 年 7 月に「少子化社会対策基本法」並びに「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 17 年度から集中的、計画的な取り組みを促進してまいりました。また、平成 17 年 3 月には、旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町、旧鷲宮町においても、国の次世代育成支援に対する指針を踏まえ、「次世代育成支援行動計画前期計画」を策定し、各種の次世代育成支援施策を推進してきたところです。

しかし、残念ながら、少子化の流れに歯止めをかけるには至っておらず、また、就労形態の多様化や、家庭や地域環境の変化などにより、子育てを取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いており、更なる対応が求められています。

このような中、平成 22 年 3 月に前期計画の計画期間が満了することから、平成 22 年 3 月の合併による新市発足に合わせて、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画期間とする「久喜市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定いたしました。

この計画は、「子どものしあわせを育むまちづくり」を基本理念に据えて、家庭の子育てを支える環境づくり、仕事と子育ての両立ができる環境づくり、子どもの健やかな成長のための教育・学習環境づくり、子どもが安心して生活できる環境づくりの 4 つの基本目標を定めております。

少子化の流れを変えるのは容易なことではありませんが、「子どもは社会の宝である」という認識の下に、今後はこの計画に基づき、家庭や学校、地域、関係団体、市民の皆様との役割分担や連携を図りながら、新市の次代を担う子どもたちの育成支援の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

終わりに、本計画の策定にあたり、子育てに関するニーズ調査に御協力をいただきました市民の皆様、また、市民を代表して参加をいただき貴重な御意見、御提言を賜りました旧 1 市 3 町の計画策定委員会等や児童福祉審議会の委員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成 22 年 5 月

久喜市長 田 中 暄 二

目 次

I	計画策定にあたって	
	第1節 計画策定の背景	1
II	子どもを取り巻く環境	
	第1節 市の位置・沿革	5
	第2節 人口と世帯の状況	6
	第3節 就業の状況	9
	第4節 配偶関係の状況	11
	第5節 出生の状況	12
	第6節 児童数の状況	13
	第7節 保育所の状況	14
	第8節 幼稚園の状況	16
	第9節 将来推計人口	17
	第10節 児童数の予測	18
III	次世代育成支援をめぐる課題	
	第1節 子育て世代のニーズ	19
	第2節 前期計画の進捗状況	31
	第3節 本市の次世代育成支援をめぐる課題	32
IV	基本的な考え方	
	第1節 計画の基本理念	35
	第2節 計画の基本方針	35
	第3節 計画の基本目標	36
V	計画の体系	
	久喜市次世代育成支援行動計画体系図	39
VI	施策の方向と事業の内容	
	第1章 家庭の子育てを支える環境づくり	41
	第1節 子育て支援体制の充実	42
	第2節 母と子の健康を育む環境づくり	47

第3節	子育て家庭への経済的支援の推進	51
第4節	配慮を要する子ども・子育て家庭への支援	53
第2章	仕事と子育ての両立ができる環境づくり	58
第1節	保育サービス・放課後子どもプラン等の推進	59
第2節	男女共同による子育ての推進	63
第3節	仕事と子育ての両立ができる就業環境づくり	65
第3章	子どもの健やかな成長のための教育・学習環境づくり	67
第1節	家庭教育の充実	68
第2節	地域の教育機能の充実	70
第3節	就学前養育・教育の充実	75
第4節	学校の教育環境の整備	76
第4章	子どもが安心して生活できる環境づくり	78
第1節	安心して子育てができるまちづくり	79
第2節	子育てを応援するまちづくり	82
VII	計画における目標事業量	
第1節	目標事業量の設定	83
VIII	計画の推進	
第1章	計画の推進状況の点検・公表	85
第1節	計画の推進状況の点検	85
第2節	計画の推進状況の公表	85
第2章	推進体制づくり	86
第1節	次世代育成支援に対する普及啓発の推進	86
第2節	関係機関等の連携とそれぞれの役割	86
IX	資料	
資料		89

I 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 計画の趣旨

少子高齢化、核家族化、育児不安や児童虐待の増加など子どもや家族を取り巻く環境が大きく変わるなか、平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法により、すべての自治体に平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とする「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」を策定することが義務付けられました。

これを受けて、久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町は、それぞれ平成17年3月に次世代育成支援対策法に基づく行動計画として平成21年度までの5年間を対象とする前期計画「久喜市次世代育成支援行動計画」「菖蒲町次世代育成支援行動計画」「栗橋町次世代育成支援行動計画」「鷲宮町次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援の各種施策を推進してまいりました。

平成21年度は、前期計画の最終年度となることから、今後の取り組みをより充実させるために前期計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度を対象期間とする後期計画を策定する必要があります。

また、平成22年3月23日には、久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の1市3町が合併し、新たな「久喜市」が誕生することから、平成22年度から平成26年度までの5年間を対象期間とする後期計画については、1市3町の前期計画の基本理念を引き継ぎながら、新たな久喜市の行動計画として策定する必要があります。

これらを踏まえ、1市3町が合同で策定した本計画は、新たな久喜市が今後進める施策の基本的方向や目標を示すものです。

今後、久喜市が目指していく子育て支援のあり方や具体的な目標、施策について、地域の皆様へ発信し、子どもを生き育てやすい環境づくりを地域社会全体で取り組み、実現していくことを目的として「久喜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

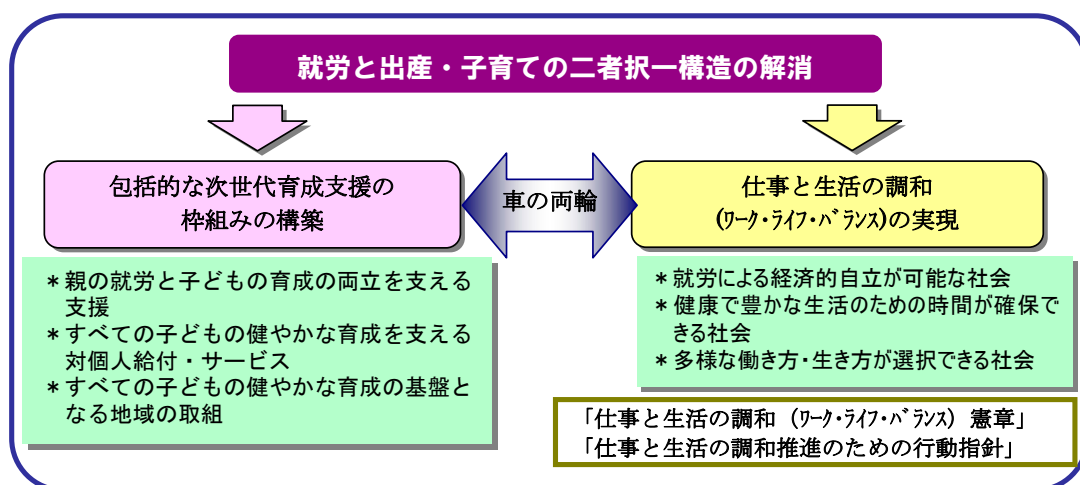
2 計画の背景

平成 17 年には、我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生者数は 106 万人、合計特殊出生率は 1.26 と、いずれも過去最低を記録するまでの事態となりました。こうした事態を踏まえ、国は平成 18 年 6 月に少子化社会対策会議において、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、社会全体の意識改革と子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充という 2 点を重視した「新しい少子化対策について」の取り組みを決定しました。

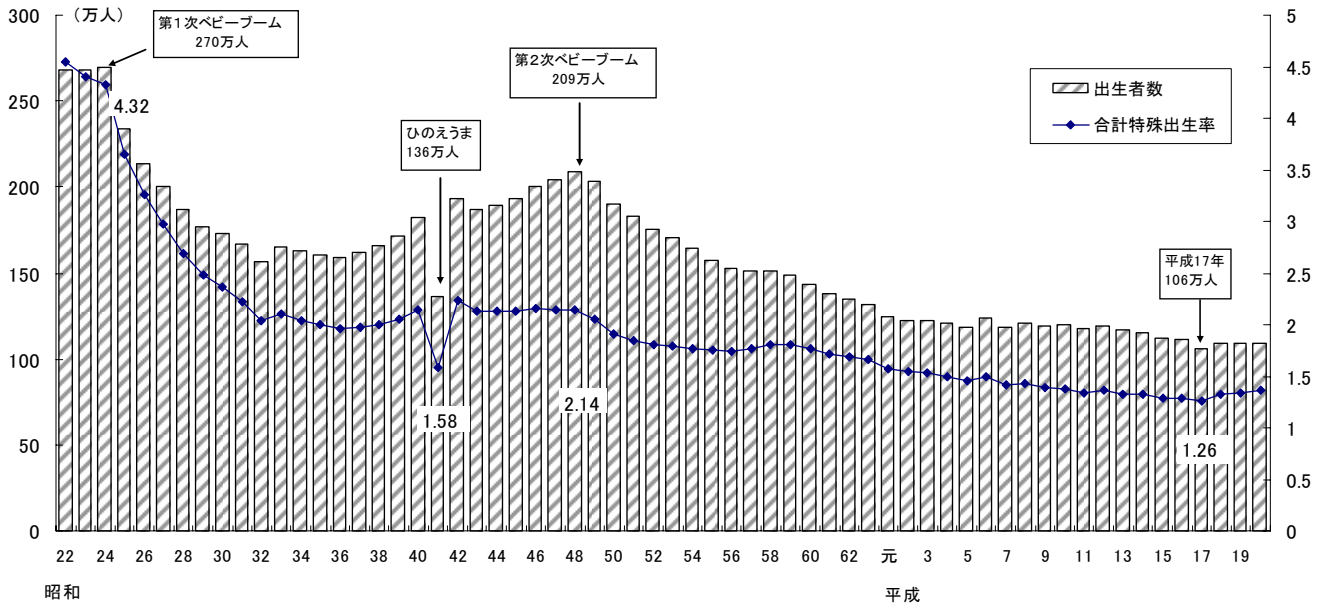
また、平成 19 年 6 月には『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議（以下「重点戦略検討会議」という。）において中間報告がだされ、重点戦略策定の方向性として「働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」や「包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築」が示されました。

これを受け、平成 19 年 7 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられ、同会議により、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「憲章及び行動指針」という。）が策定されました。この憲章及び行動指針は、「働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」の方向性や取り組みを示したものです。

さらに重点戦略検討会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、国民の希望する結婚・出産・子育てに関する希望と現実のかい離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、「働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築」の 2 つの取り組みを「車の両輪」として同時並行的に進めていくことが必要不可欠であるとしています。



国における出生数及び合計特殊出生率の推移



資料（厚生労働省）

3 計画の位置づけ

本計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法として成立した「次世代育成支援対策推進法」の第8条第1項に基づく「市町村行動計画」です。

また、本計画は、これまでの取り組みの継続性を保ち、同時に多方面の分野の取り組みを総合的に進めるために、関連する各分野の計画との整合性を有しています。

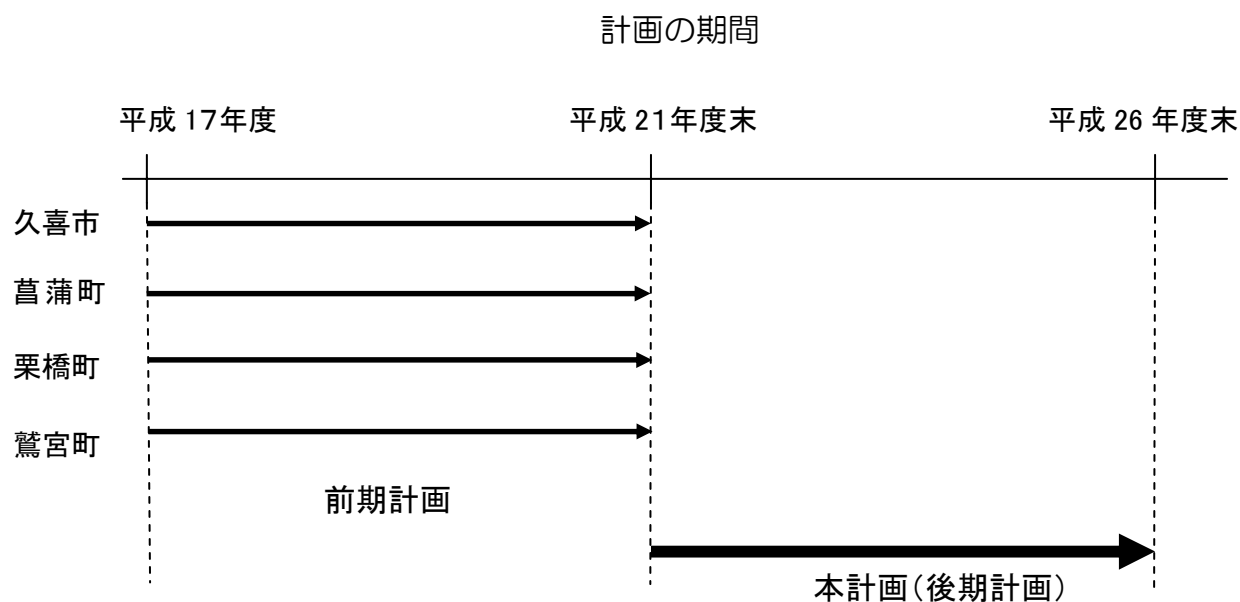
4 計画の対象

本計画は、18歳未満の子どもと子育て家庭を含む全ての市民と市内の事業主、NPO、各種団体等すべての個人及び団体が対象となります。

5 計画の期間

本計画（後期）の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年とします。

ただし、国や埼玉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じた見直しを行い、計画の拡充を図ることとします。



Ⅱ 子どもを取り巻く環境

第1節 市の位置・沿革

平成22年3月に、久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町が合併し、新たな久喜市が誕生しました。

本市は、埼玉県の北東部にあり、都心まで50km圏に位置しています。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡町及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は茨城県古河市及び加須市と接しています。面積は82.4km²、距離は北東から南西方向が約16.5km、北西から南東方向が約7kmあります。

本市は、東北縦貫自動車道（以下「東北道」という。）、国道4号、122号及び主要地方道さいたま栗橋線等の幹線道路が南北方向に縦断し、広域交通体系に恵まれています。

現在、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の（仮称）久喜白岡ジャンクション及び（仮称）菖蒲白岡インターチェンジが建設されています。将来、本市は東北道の久喜インターチェンジとともに2か所のインターチェンジを有することになり、本市における広域交通の機能や利便性は一層高まることとなります。

また、本市は、JR宇都宮線と東武伊勢崎線が乗り入れる久喜駅、JR宇都宮線と東武日光線が乗り入れる栗橋駅、JR宇都宮線の東鷲宮駅、東武伊勢崎線の鷲宮駅及び東武日光線の南栗橋駅があり、良好な鉄道利便性を備えています。

本市は、利根川沿いの沖積平野に位置し、市域全体が平坦な地形です。また、利根川、中川、青毛堀川、備前堀川、野通川及び元荒川等の河川や、葛西用水、見沼代用水をはじめとする用水路等の水系に恵まれ、水辺空間は暮らしに恵みと潤いを与えています。

本市には、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地及び菖蒲北部工業団地等の工業団地のほか、菖蒲南部産業団地などの産業拠点が形成され、交通条件の良さから、製造業・流通業を中心とした企業が立地しています。現在工事が進められている圏央道の開通に伴い、本市は首都圏でも有数の交通の要衝となることから、企業立地の可能性はさらに高まっているなど、さらなる発展が期待されています。

■新市位置図



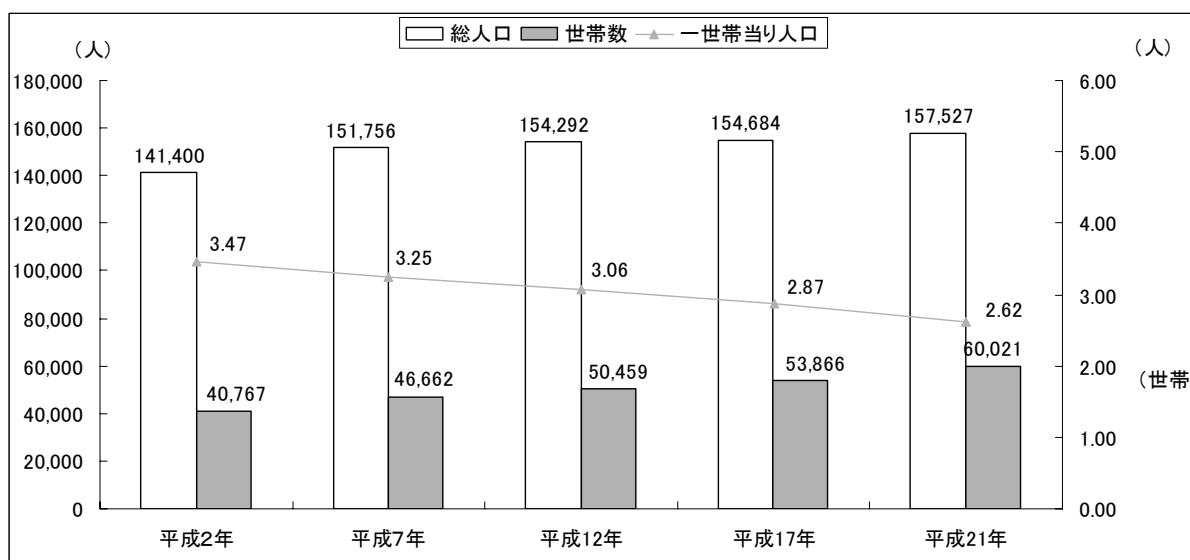
第2節 人口と世帯の状況

1. 総人口と総世帯の状況

本市の人口は、平成21年10月1日現在、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合計すると157,527人となっています。過去からの推移をみると、平成2年から平成21年間の人口の推移は増加傾向となっています。世帯は、平成21年10月1日現在、住民基本台帳と外国人登録人口を合計すると60,021世帯で、一世帯当たりの人口は2.62人となっています。世帯数は増加傾向ですが、一世帯当たりの人口は減少傾向が続き、核家族化が進んでいます。

人口と世帯数の推移（単位：人／各年10月1日現在）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
総人口	141,400	151,756	154,292	154,684	157,527
男性	70,849	76,232	77,220	77,442	78,959
女性	70,551	75,524	77,072	77,242	78,568
世帯数	40,767	46,662	50,459	53,866	60,021
一世帯当たり人口	3.47	3.25	3.06	2.87	2.62



※平成2年～平成17年は国勢調査（10月1日）、平成21年は住民基本台帳人口・世帯数と外国人登録人口・世帯数をそれぞれ足したもの（10月1日）

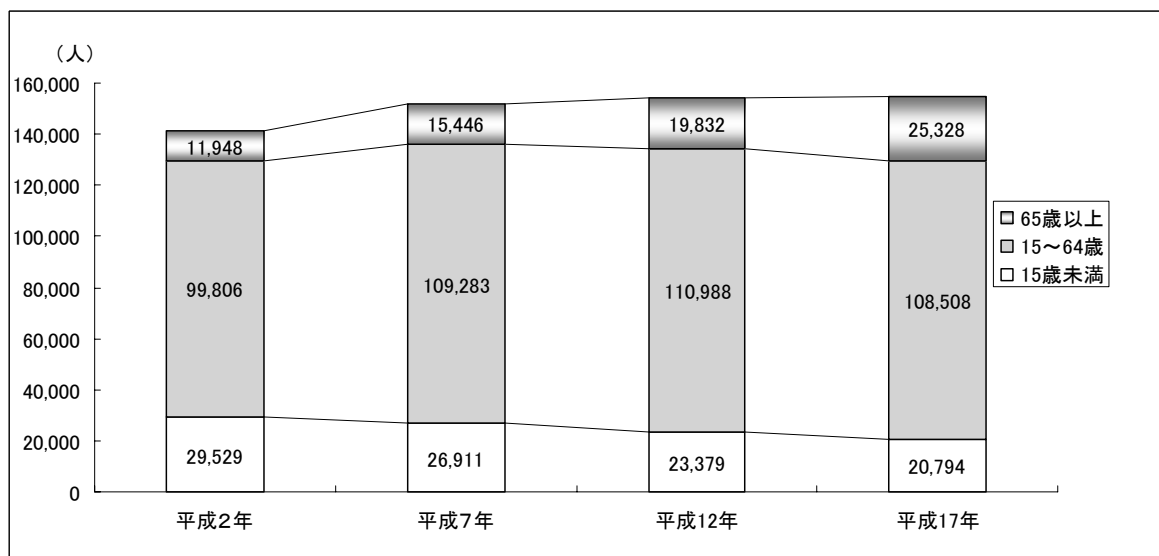
※各年の数値は、久喜地区・菖蒲地区・栗橋地区・鷲宮地区の合計数

2. 年齢3区分人口の推移

本市の人口構成の推移は、各年齢構成別人数で見ると、65歳以上の老年人口の増加が続いており、高齢化が進んでいます。構成割合で見ると、15歳未満の年少人口の割合は減少傾向が続き、平成17年には高齢人口の割合が年少人口の割合を超え、少子高齢化の進行が続いています。

3区分人口構成の推移（単位：人・％／各年10月1日現在）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	141,400	151,756	154,292	154,684
15歳未満	29,529	26,911	23,379	20,794
割合	20.9	17.7	15.2	13.4
15～64歳	99,806	109,283	110,988	108,508
割合	70.6	72.0	71.9	70.1
65歳以上	11,948	15,446	19,832	25,328
割合	8.4	10.2	12.9	16.4
※年齢不詳	117	116	93	54
割合	0.1	0.1	0.1	0.0



※年齢不詳は除く。各年の数値は、久喜地区・菖蒲地区・栗橋地区・鷲宮地区の合計数

資料：国勢調査

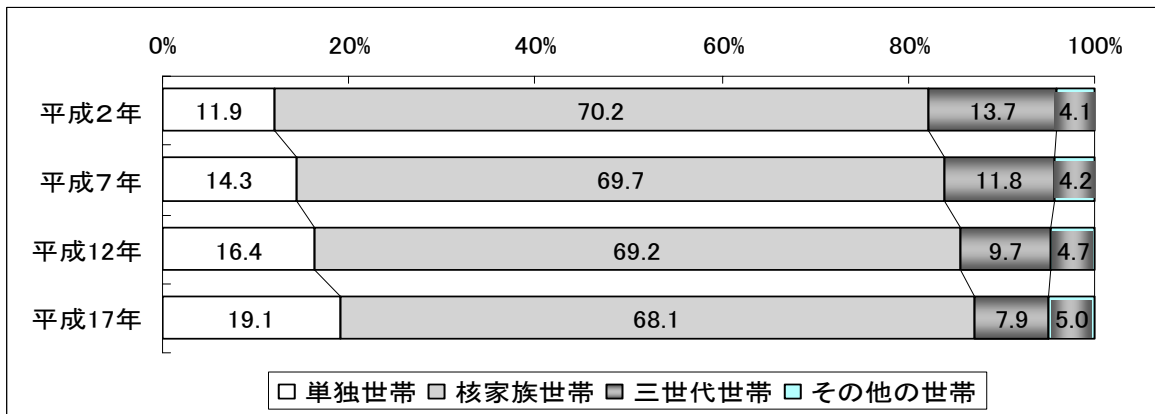
3. 世帯類型等の推移

本市の世帯類型による世帯数の推移は、単独世帯、核家族世帯、その他の世帯は増加傾向となっています。一方、三世代世帯は減少傾向となっています。

また、18歳未満の親族のいる世帯については、減少傾向が続いています。

世帯類型の推移（一般世帯）（単位：世帯／各年10月1日現在）

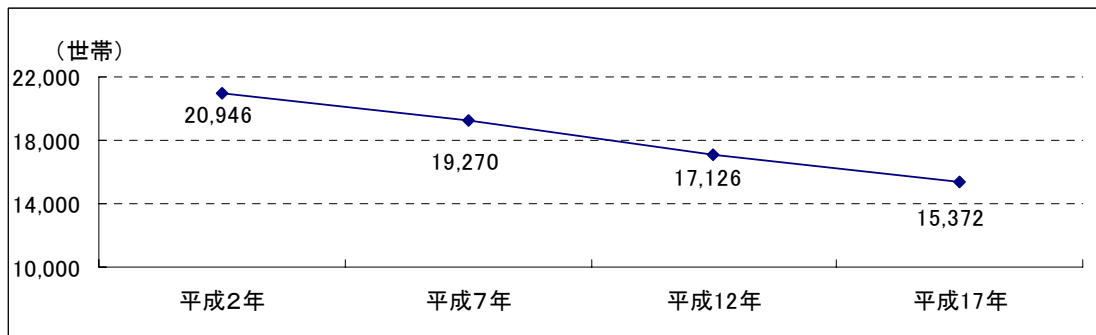
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
単独世帯	4,850	6,661	8,250	10,245
核家族世帯	28,577	32,418	34,859	36,596
夫婦のみの世帯	4,699	6,637	8,691	10,446
夫婦と子どもから成る世帯	21,333	22,597	22,233	21,490
ひとり親と子どもから成る世帯	2,545	3,184	3,935	4,660
三世代世帯	5,578	5,502	4,874	4,261
その他の世帯	1,685	1,961	2,386	2,676



※ここでいう三世代世帯とは「夫婦、子どもと親から成る世帯」、「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」の合計。

18歳未満の親族のいる世帯数の推移（10月1日現在）（単位：世帯）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
18歳未満親族のいる世帯数	20,946	19,270	17,126	15,372



資料：国勢調査 ※各年の数値は、久喜地区・菖蒲地区・栗橋地区・鷺宮地区の合計

第3節 就業の状況

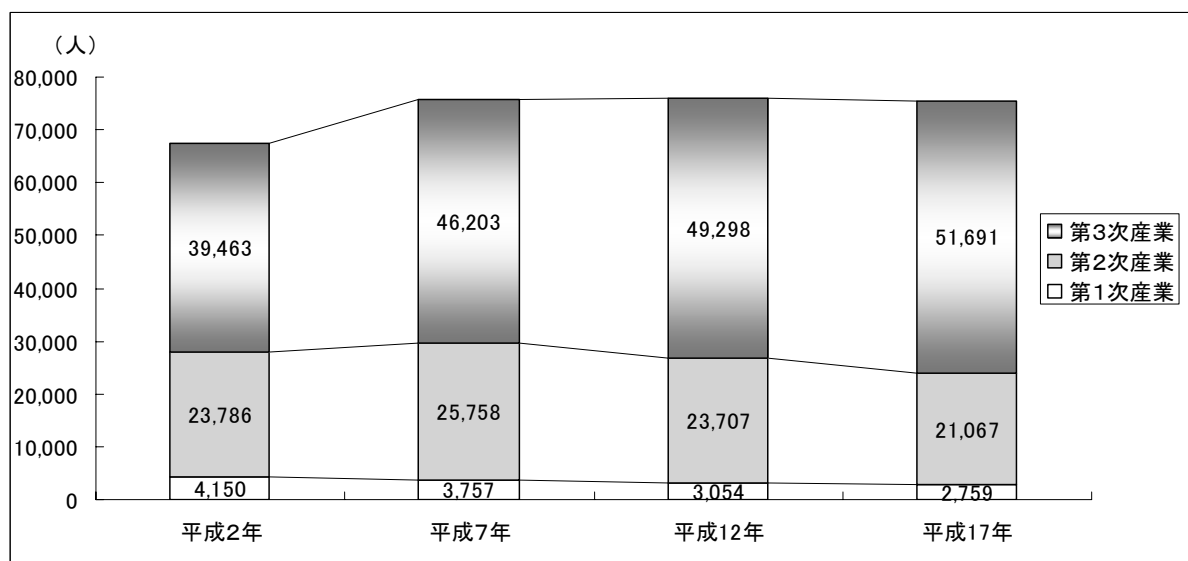
1. 産業別就業人口の推移

本市の就業人口総数は、平成7年以降は微増で推移しており、平成17年には76,970人となっています。

産業3区分別割合で見ると、第1次産業は減少傾向、第2次産業は平成12年から減少傾向となっています。一方、第3次産業は増加傾向にあり、平成17年における就業人口総数に占める割合は67.2%となっています。

産業別就業人口の推移（単位：人・％）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
就業人口総数	67,835	76,189	76,862	76,970
第1次産業	4,150	3,757	3,054	2,759
割合	6.1	4.9	4.0	3.6
第2次産業	23,786	25,758	23,707	21,067
割合	35.1	33.8	30.8	27.4
第3次産業	39,463	46,203	49,298	51,691
割合	58.2	60.6	64.1	67.2
分類不能	436	471	803	1453
割合	0.6	0.6	1.0	1.9



※各年の数値は、久喜地区・菖蒲地区・栗橋地区・鷲宮地区の合計数

資料：国勢調査

2. 女性の就業状況

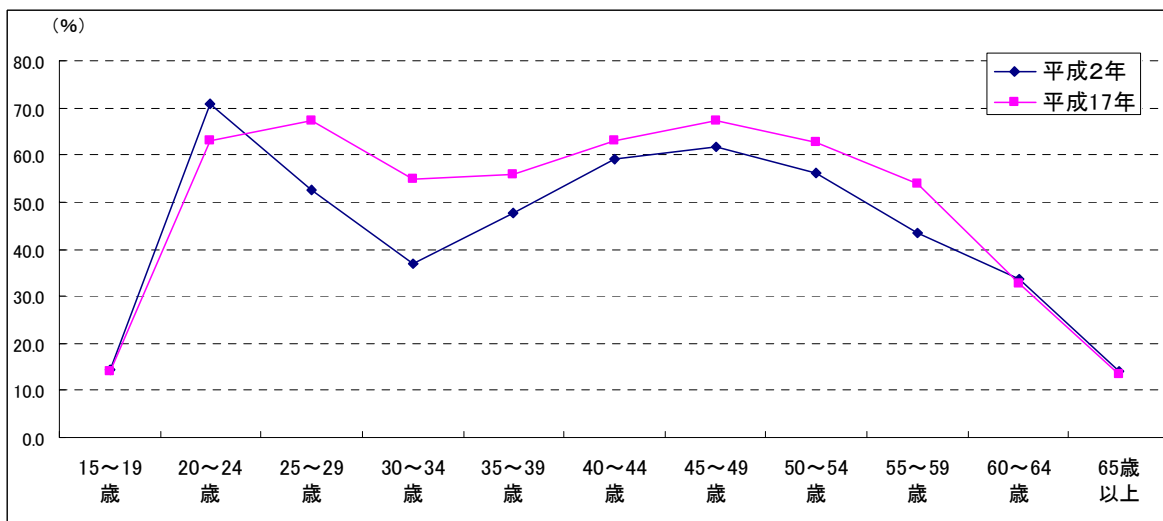
本市の平成2年から平成17年までの間の女性就業者総数の推移は増加傾向となっています。

年齢階層別にみた女性就業率は、30歳代で一旦低下し、その後40歳代で再上昇する、いわゆるM字曲線を描いています。このM字曲線の状況について、平成2年と平成17年を比較すると、20歳代後半から50歳代までの間の就業率が高くなっています。また、20歳代前半の就業率より20歳代後半の就業率が高くなっています。

女性の就業者数の推移（単位：人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
15～19歳	910	652	592	618
20～24歳	3,327	4,210	3,443	3,024
25～29歳	2,209	2,767	3,705	3,181
30～34歳	1,696	1,871	2,184	2,984
35～39歳	2,894	2,298	2,340	2,707
40～44歳	4,244	3,769	3,030	3,006
45～49歳	3,365	4,637	4,154	3,451
50～54歳	2,371	3,304	4,486	3,970
55～59歳	1,476	2,082	2,733	3,898
60～64歳	985	1,146	1,355	1,802
65歳以上	980	1,352	1,579	1,836
合計	24,457	28,088	29,601	30,477

女性の年齢層別就業率の推移（単位：％）



※各年の数値は、久喜地区・菖蒲地区・栗橋地区・鷲宮地区の合計数

資料：国勢調査

第4節 配偶関係の状況

本市の20歳代、30歳代の配偶関係の状況を男女別未婚者数の推移でみると、平成2年と平成17年の比較では、男女ともに20歳代後半からの層が増加傾向にあります。

平成2年と平成17年の未婚率を比較すると、男女ともに各層で未婚率が上昇しています。

20～30歳代住民の男女年齢層別未婚者数の推移（単位：人・％）

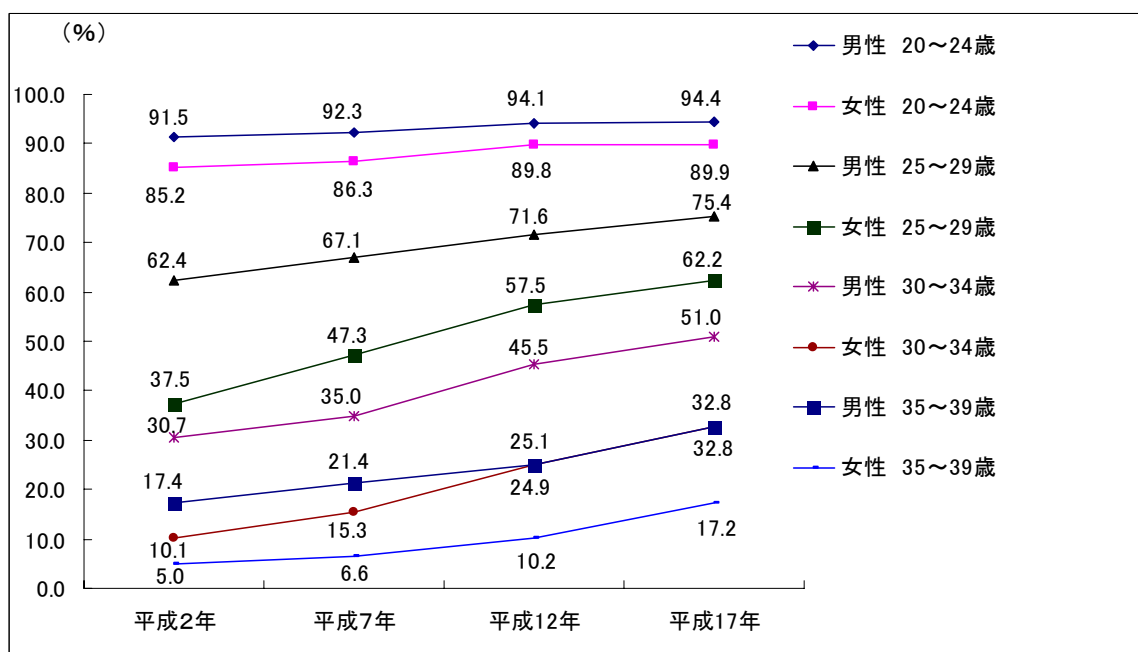
性別	区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
女性	20～24歳	4,005	5,354	4,733	4,304
	未婚率	85.2	86.3	89.8	89.9
	25～29歳	1,571	2,262	3,325	2,939
	未婚率	37.5	47.3	57.5	62.2
	30～34歳	467	707	1,157	1,779
	未婚率	10.1	15.3	24.9	32.8
	35～39歳	304	339	493	836
	未婚率	5.0	6.6	10.2	17.2
男性	20～24歳	4,299	5,990	5,510	4,775
	未婚率	91.5	92.3	94.1	94.4
	25～29歳	2,474	3,283	4,325	3,929
	未婚率	62.4	67.1	71.6	75.4
	30～34歳	1,367	1,621	2,212	3,069
	未婚率	30.7	35.0	45.5	51.0
	35～39歳	1,051	1,066	1,192	1,647
	未婚率	17.4	21.4	25.1	32.8

※未婚率：男女別各年齢層の人口総数に対する未婚者の割合

※各年の数値は、久喜地区・菖蒲地区・栗橋地区・鷲宮地区の合計数

資料：国勢調査

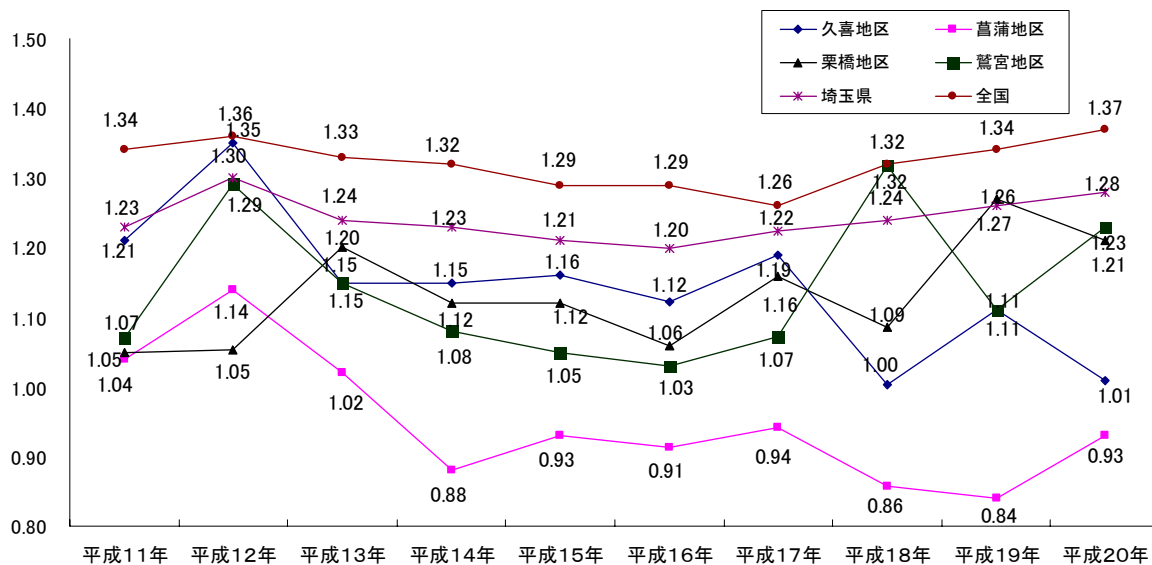
20～30歳代住民の男女年齢別未婚率の推移



第5節 出生の状況

平成20年の各地区の合計特殊出生率は、久喜地区は1.01、菖蒲地区は0.93、栗橋地区は1.21、鷲宮地区は1.23となっており、各地区とも、全国、埼玉県を下回っています。

合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：女性が一生の間に生む平均子ども数

資料：埼玉県、久喜市は保健統計年報、全国は厚生労働省発表値

第6節 児童数の状況

本市における18歳未満の児童の合計は、平成21年4月1日現在24,621人です。このうち、就学前児童数は7,208人、小学生児童数は8,118人、中学生児童数は4,493人、高校生児童数は4,802人となっています。

平成17年から平成21年までの18歳未満児童数の合計の推移をみると、減少傾向となっています。また、平成21年4月1日における0歳児と17歳児と比較すると、552人(67.1%)の減少となっています。

児童数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
就学前児童数	7,557	7,486	7,366	7,269	7,208
0歳児	1,122	1,103	1,106	1,167	1,125
1歳児	1,217	1,177	1,183	1,186	1,227
2歳児	1,265	1,217	1,195	1,159	1,203
3歳児	1,317	1,286	1,245	1,197	1,183
4歳児	1,359	1,324	1,300	1,258	1,202
5歳児	1,277	1,379	1,337	1,302	1,268
小学生児童数	8,577	8,439	8,293	8,254	8,118
6歳児	1,345	1,290	1,376	1,350	1,305
7歳児	1,333	1,366	1,310	1,382	1,355
8歳児	1,440	1,333	1,375	1,308	1,393
9歳児	1,385	1,453	1,355	1,382	1,307
10歳児	1,592	1,396	1,465	1,367	1,387
11歳児	1,482	1,601	1,412	1,465	1,371
中学生児童数	4,839	4,725	4,712	4,513	4,493
12歳児	1,575	1,481	1,615	1,410	1,462
13歳児	1,652	1,583	1,492	1,611	1,413
14歳児	1,612	1,661	1,605	1,492	1,618
高校生児童数	5,245	5,072	4,986	4,942	4,802
15歳児	1,656	1,625	1,665	1,615	1,493
16歳児	1,777	1,660	1,642	1,671	1,632
17歳児	1,812	1,787	1,679	1,656	1,677
18歳未満児童数の合計	26,218	25,722	25,357	24,978	24,621

※平成17年、18年の久喜市については、外国人登録人口の1歳階級別が不明のため、住民基本台帳人口とした。

※各年の数値は、久喜地区・菖蒲地区・栗橋地区・鷲宮地区の合計数

資料：住民基本台帳人口、外国人登録人口

第7節 保育所の状況

平成21年5月1日現在、本市の保育所数は公立6か所、私立11か所の合計17か所で、定員1,420人、入所児童数1,425人となっています。

また、延長保育を11か所、一時預かりを6か所、休日保育を2か所、子育て支援センター事業を7か所で実施しています。

保育所の状況（H21.5.1現在）

地区名	施設名	定員	特別保育事業等の実施状況		
			延長保育 ※1	一時預かり ※2	その他
久喜	さくら保育園（市立）	60	—	—	
	すみれ保育園（市立）	60	—	—	
	ひまわり保育園（市立）	90	—	○	子育て支援センター ※4
	あおば保育園（市立）	90	—	—	
	中央保育園（市立）	90	○	—	
	分園（市立）	20	—	—	休日保育 ※3
	はるみ保育園（私立）	90	○	○	子育て支援センター ※4
	たから保育園（私立）	120	○	○	子育て支援センター ※4
	エンゼル保育園（私立）	100	○	—	子育て支援センター ※4
久喜地区計	720人	4ヶ所	3ヶ所		
菖蒲	あやめ保育園（私立）	90	○	—	
	小林保育園（私立）	60	○	○	子育て支援センター ※4
	しょうぶ保育園（私立）	20	○	—	
	菖蒲地区計	170人	3ヶ所	1ヶ所	
栗橋	栗橋保育園（私立）	90	○	—	
	おおしか保育園（私立）	90	○	○	子育て支援センター ※4
	栗橋地区計	180人	2か所	1か所	
鷺宮	中央保育所（町立）	120	—	—	平成22年3月31日で廃止
	鷺宮保育園（私立）	120	○	○	休日保育 ※3、 子育て支援センター ※4
	鷺宮第二保育園（私立）	90	○	—	
	さくらだ保育園（私立）	20	—	—	平成22年4月1日から定員 130人
	鷺宮地区計	350人	2か所	1か所	
久喜市計	1,420人	11か所	6か所		

- ※1 延長保育 : 保護者の始業・終業時間や通勤等により、通常保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う
- ※2 一時預かり : 保護者の病気や家族の看護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育所で児童を保育する
- ※3 休日保育 : 日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中に保育できない児童を保育所で保育する
- ※4 子育て支援センター : 子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う

第8節 幼稚園の状況

平成21年5月1日現在、本市の幼稚園数は公立2か所、私立14か所の合計16か所で、定員3,388人、入園児童数2,300人となっています。

また、正規教育時間以外の活動として、保護者の希望に応じて、時間を延長して幼稚園児を預かる「預かり保育」は11園、地域における子育て支援事業として、未就園児に遊びの場を提供する「園庭開放」は5園で実施しています。

幼稚園の状況（H21.5.1現在）

地区名	施設名	定員	正規教育時間以外の活動	
			預かり保育 ※	園庭開放
久喜	中央幼稚園（市立）	198		○
	久喜幼稚園（私立）	280	○	
	あけぼの東幼稚園（私立）	360	○	
	青葉台あけぼの幼稚園（私立）	280	○	○
	久喜あおば幼稚園（私立）	200	○	○
	久喜みなみ幼稚園（私立）	240	○	○
	久喜地区計	1,558人	5か所	4か所
菖蒲	菖蒲幼稚園（私立）	280	○	○
	長龍寺幼稚園（私立）	280	○	
	菖蒲地区計	560人	2か所	1か所
栗橋	さくら幼稚園（私立）	200		
	白百合幼稚園（私立）	160		
	栗橋幼稚園（町立）	120		
	栗橋地区計	480人	0か所	0か所
鷺宮	桜田幼稚園（私立）	200	○	
	鷺宮幼稚園（私立）	240	○	
	誠心幼稚園（私立）	175	○	
	銀の笛幼稚園（私立）	175	○	
	桜が丘幼稚園（私立）		休園中	
	鷺宮地区計	790人	4か所	0か所
久喜市計		3,388人	11か所	5か所

※預かり保育：正規教育時間終了後、保護者の希望に応じて、時間を延長して幼稚園児を預かるもの

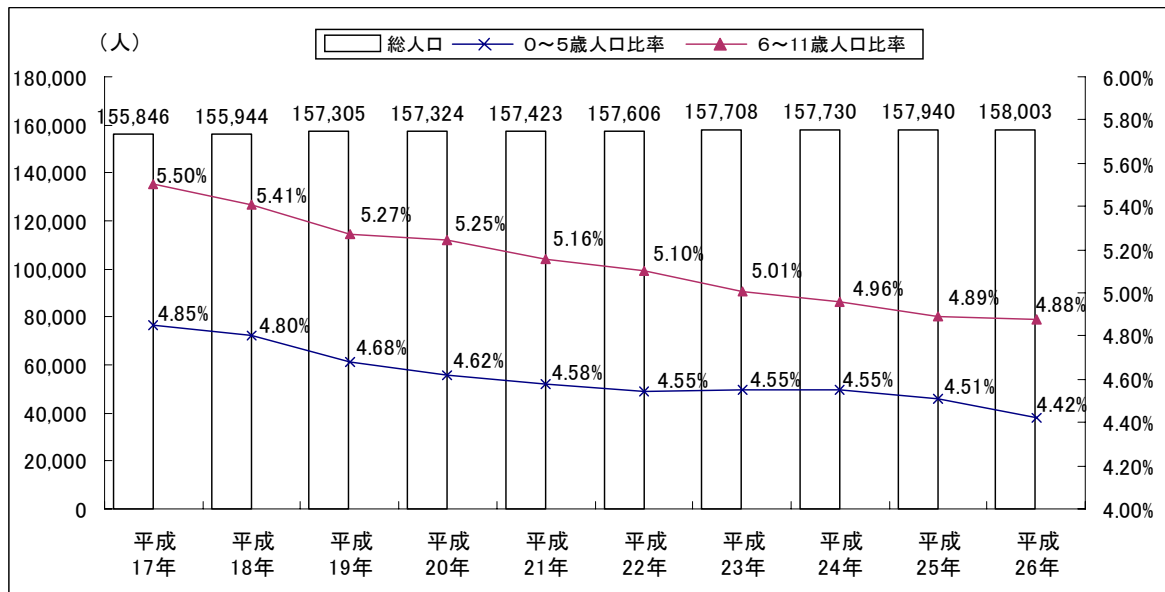
第9節 将来推計人口

本計画の主要指標の一つである将来推計人口は、平成17年から平成21年までの「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）及び「外国人登録人口」をもとに、直近の平成20年から21年の変化率を用いて、計画期間である平成26年までの人口を推計しています。

計画目標年度である平成26年の総人口は158,003人、そのうち0～5歳の就学前児童総数は6,990人で、総人口に占める割合は4.42%、6～11歳の小学生児童総数は7,703人で、総人口に占める割合は4.88%になると予測されます。

将来推計人口（単位：人・%）

	実績人口					将来推計人口				
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	155,846	155,944	157,305	157,324	157,423	157,606	157,708	157,730	157,940	158,003
0～14歳	20,973	20,650	20,371	20,036	19,819	19,463	19,304	19,087	18,951	18,788
うち0～5歳	7,557	7,486	7,366	7,269	7,208	7,167	7,172	7,182	7,119	6,990
うち6～11歳	8,577	8,439	8,293	8,254	8,118	8,043	7,901	7,825	7,722	7,703
15～64歳	110,206	109,359	109,360	108,308	107,088	106,392	105,887	104,558	102,697	101,017
65歳以上	24,667	25,935	27,574	28,980	30,516	31,751	32,517	34,085	36,292	38,198
0～5歳人口比率	4.85	4.80	4.68	4.62	4.58	4.55	4.55	4.55	4.51	4.42
6～11歳人口比率	5.50	5.41	5.27	5.25	5.16	5.10	5.01	4.96	4.89	4.88



※平成17年、18年の久喜市については、外国人登録人口の1歳階級別が不明のため、住民基本台帳人口のみ。

資料：住民基本台帳人口、外国人登録人口

第10節 児童数の予測

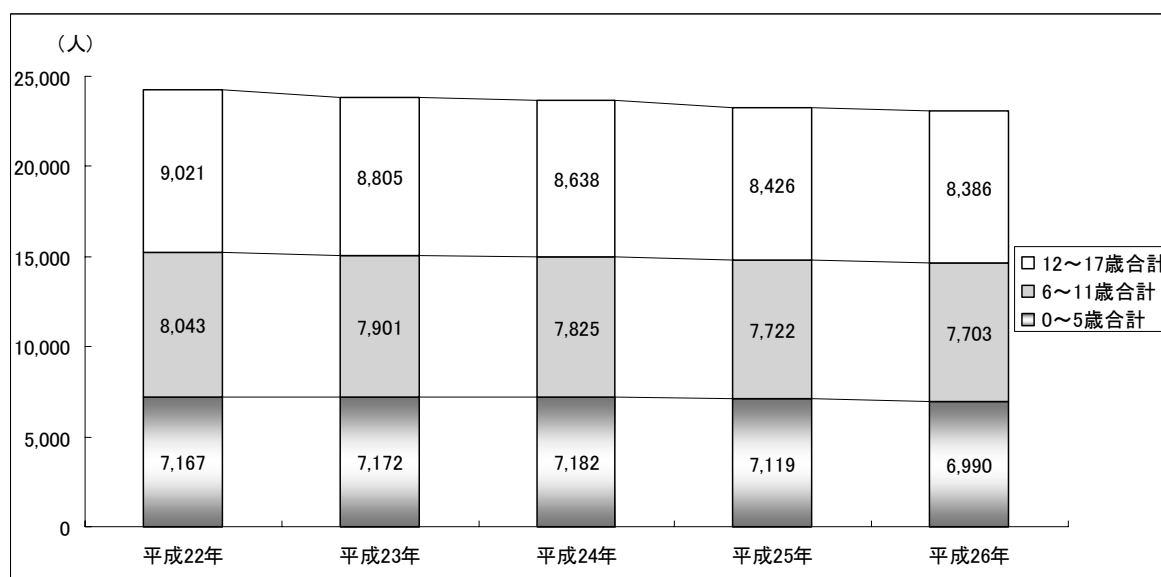
隔年の年齢別推計人口児童数は、下表のとおり予測されます。計画目標年度の就学前児童（0～5歳の層）の合計は、6,990人、小学生児童数（6～11歳の層）の合計は7,703人、中高生児童数（12～17歳の層）の合計は8,386人と予測されます。

年齢別推計人口児童数の推移（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
平成22年	1,095	1,186	1,245	1,234	1,192	1,215	7,167
平成23年	1,079	1,155	1,208	1,279	1,247	1,204	7,172
平成24年	1,064	1,140	1,177	1,245	1,296	1,260	7,182
平成25年	1,044	1,126	1,163	1,212	1,263	1,311	7,119
平成26年	1,026	1,106	1,150	1,199	1,230	1,279	6,990

	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	6～11歳合計
平成22年	1,271	1,311	1,365	1,394	1,311	1,391	8,043
平成23年	1,220	1,276	1,323	1,366	1,400	1,316	7,901
平成24年	1,210	1,227	1,286	1,327	1,372	1,403	7,825
平成25年	1,269	1,217	1,239	1,289	1,333	1,375	7,722
平成26年	1,321	1,278	1,229	1,244	1,294	1,337	7,703

	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
平成22年	1,369	1,465	1,419	1,620	1,509	1,639	9,021
平成23年	1,388	1,372	1,471	1,422	1,637	1,515	8,805
平成24年	1,312	1,391	1,377	1,474	1,439	1,645	8,638
平成25年	1,400	1,314	1,396	1,380	1,491	1,445	8,426
平成26年	1,372	1,404	1,319	1,398	1,396	1,497	8,386



Ⅲ 次世代育成支援をめぐる課題

第1節 子育て世代のニーズ

1. ニーズ調査の実施

(1) 調査の目的と調査方法

本調査は、次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定にあたって、日頃の生活状況や将来の希望、様々なサービスの利用、行政の次世代育成支援施策に対する意見などを把握し、本計画策定の基礎資料とするため実施したものです。

調査方法は、合併前の各市町において、小学校就学前の児童及び小学校1年生から6年生までの児童がいる世帯をそれぞれ無作為に抽出（菖蒲町は該当する全世帯）し、その保護者の方を対象に平成20年12月～平成21年2月にかけて、郵送による配布・回収方法でニーズ調査を実施しました。

(2) 回収状況

回収状況は、以下のとおりです。

（久喜市）

ニーズ調査の種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用	1,000	599	59.9%
小学生用	1,000	613	61.3%

（菖蒲町）

ニーズ調査の種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用	627	296	47.2%
小学生用	753	344	45.7%

（栗橋町）

ニーズ調査の種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用	500	257	51.4%
小学生用	500	260	52.0%

（鷺宮町）

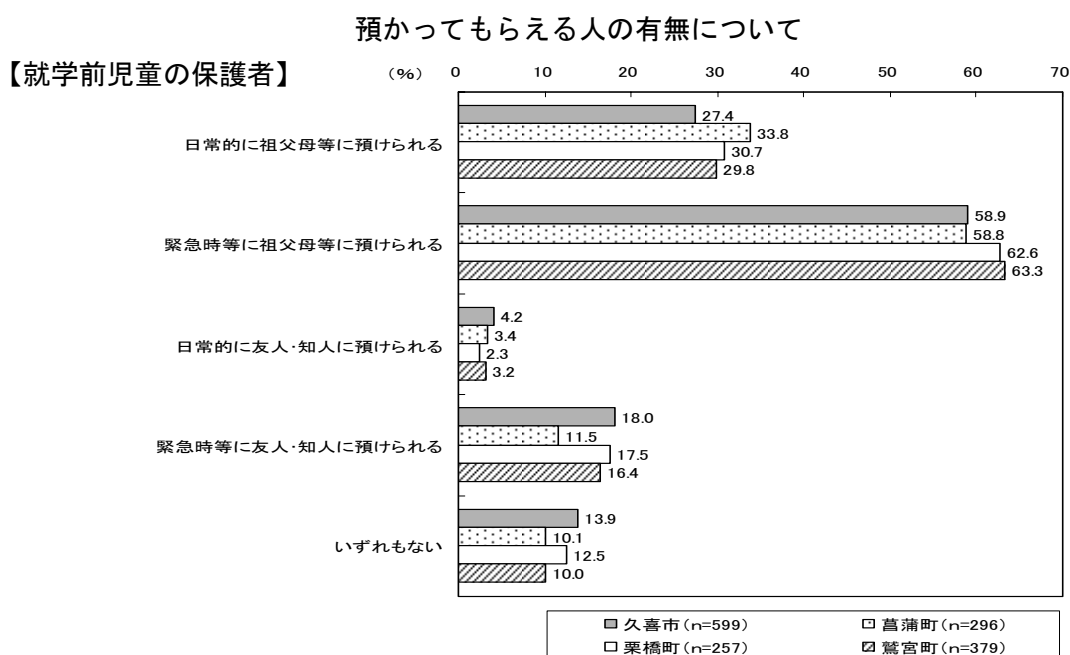
ニーズ調査の種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用	800	379	47.4%
小学生用	600	259	43.2%

2 主なニーズ調査結果

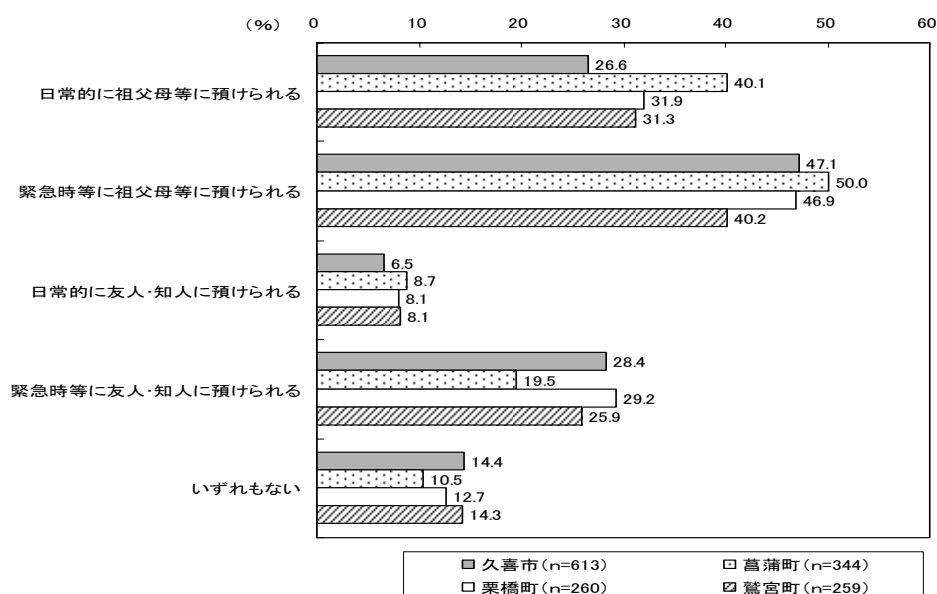
(1) 預かってもらえる人の有無について

就学前児童及び小学生の保護者に緊急時や用事の際に子どもを預けられるかを伺ったところ、「緊急時等の際に祖父母等に預けられる」と回答した割合が2調査ともに多く、4～6割となっています。

なお、「いずれもない」と回答した割合は、1割以上となっており、一時的あるいは日常的に預かってもらえない人への対応も必要です。



【小学生の保護者】



久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町子育てに関するニーズ調査集計結果
※n=ニーズ調査有効回収数

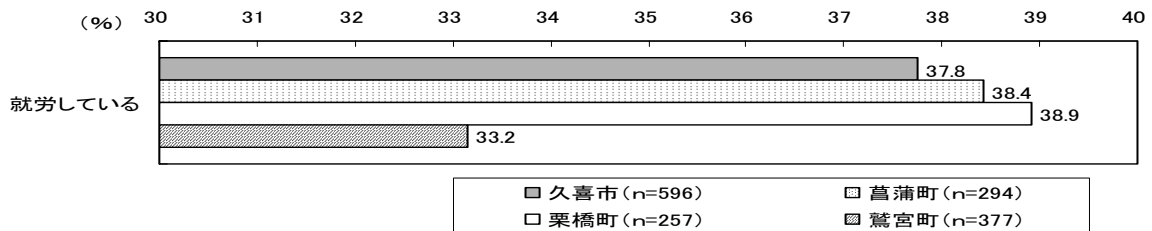
(2) 就労状況について

就学前児童及び小学生の保護者の就労状況について伺ったところ、母親の就労状況は、「就労している」と回答した割合は就学前で3割台にとどまる一方、小学生では5～6割台となっています。

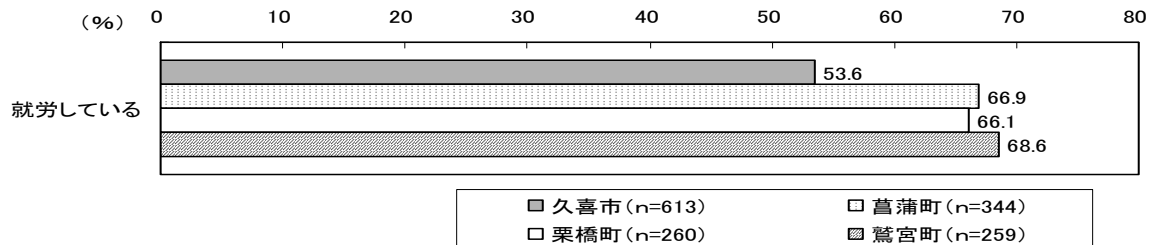
また、“専業主婦”の方に就労希望について伺ったところ、有り（すぐ又は1年以内及び1年より先で子どもの成長後）と回答した“就労したい”割合は、就学前で8割台、小学生で7割台となっており、現在就労していない母親の就労意向が高いことから、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりが必要です。

就労状況について

【就学前児童の保護者／母親】

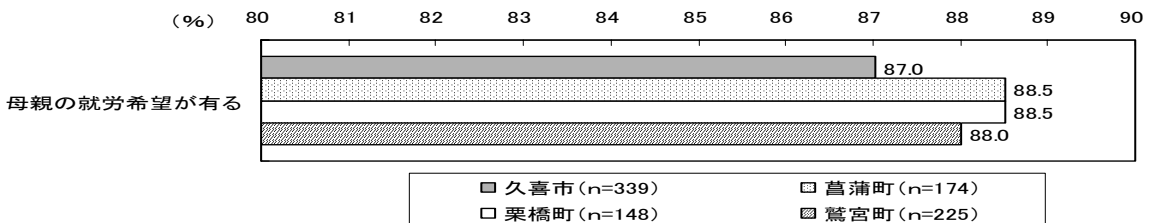


【小学生の保護者／母親】

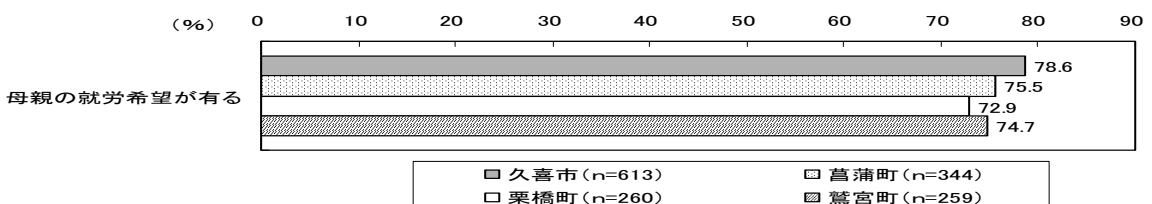


就労希望について

【就学前児童の保護者／母親】



【小学生の保護者／母親】



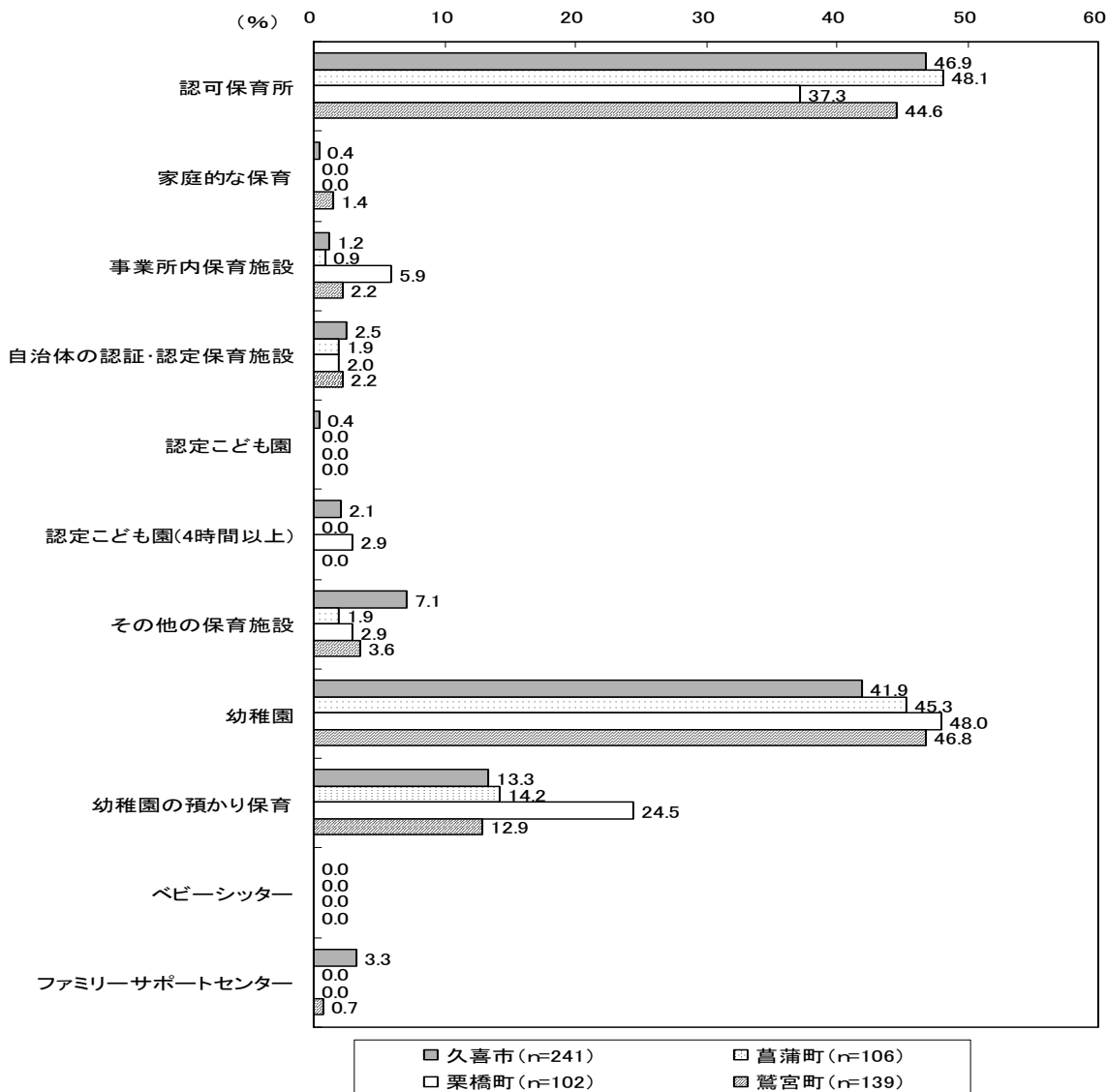
(3) 保育サービスについて

就学前児童の保護者に、定期的にお子さんを預ける保育サービスの利用状況について伺ったところ、利用しているサービスの上位3位は、「認可保育所」、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」でした。

また、就学前児童の保護者に、現在は利用していないができれば利用したいと思う保育サービスについて伺ったところ、利用しているサービスと同様に「認可保育所」、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」が多くなっています。このほかでは、「一時預かり」や「病児・病後児保育」のニーズも高くなっており、上位回答には、緊急性の高い保育が挙げられているため、従来より利用度の高いサービスの更なる充実に加え、一時的な保育ニーズに対応できる体制づくりが必要です。

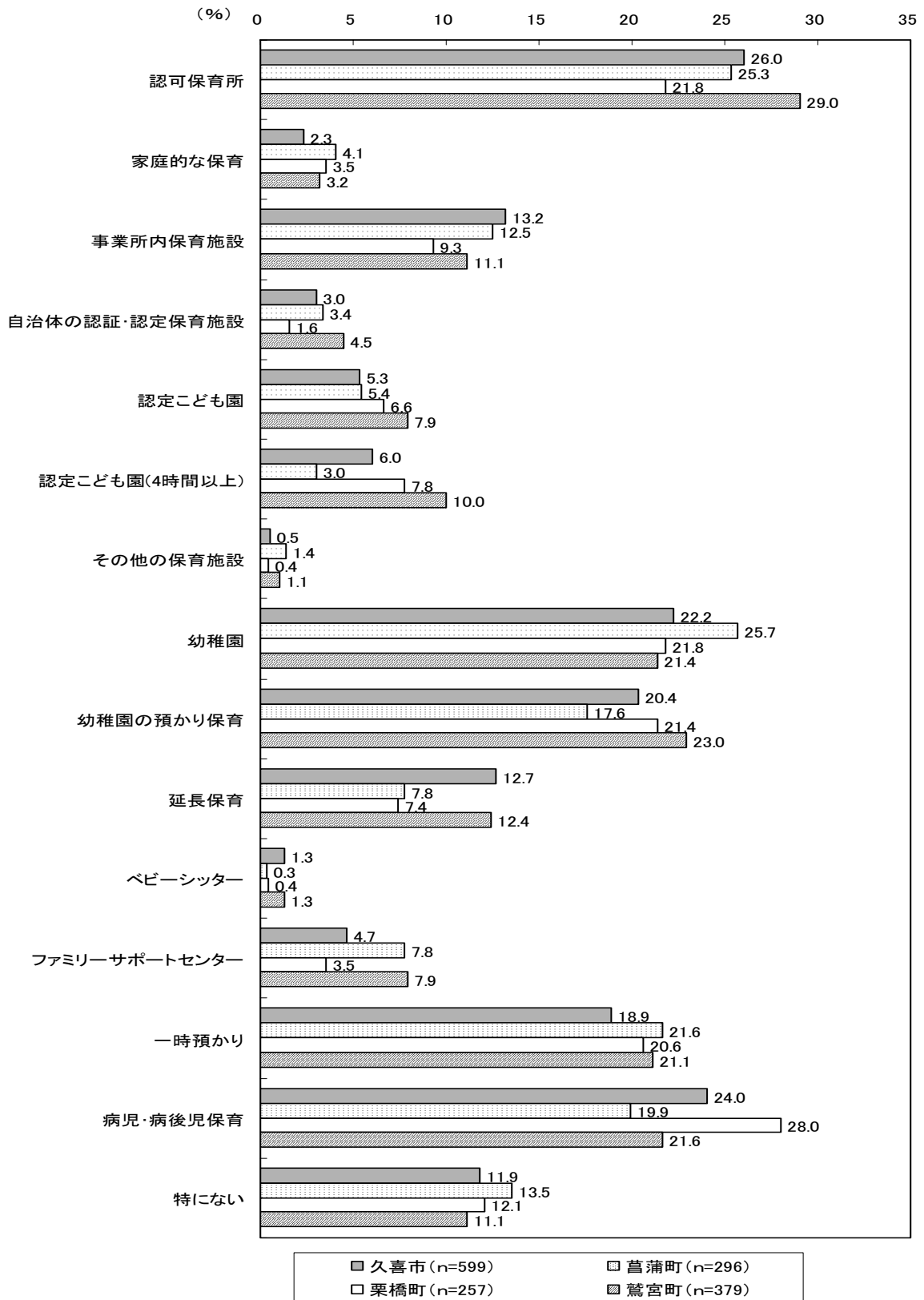
保育サービスの利用状況について

【就学前児童の保護者】



できれば利用したい保育サービスについて

【就学前児童の保護者】

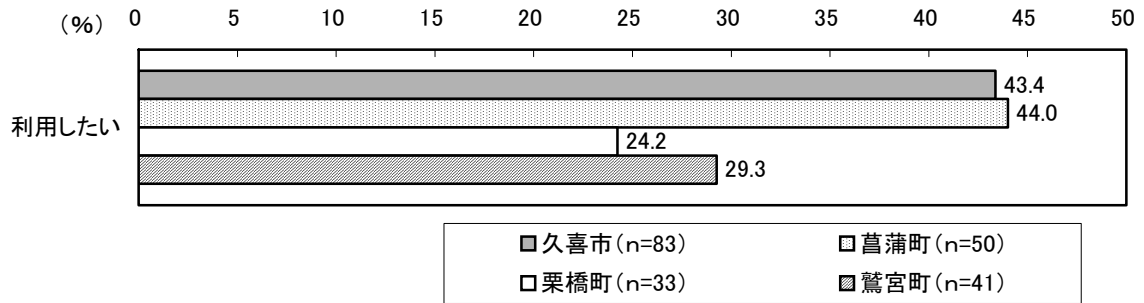


(4) 放課後児童クラブの利用意向について

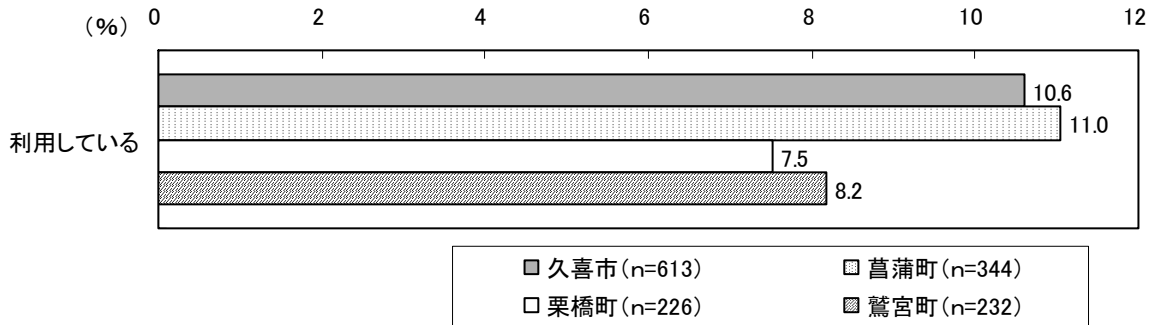
就学前児童の保護者に、お子さんが小学校入学以降の放課後児童クラブの利用意向について伺ったところ、2～4割の人が“利用したい”（「利用したい」及び「長期休暇の間だけ利用したい」の合計）と回答しており、利用意向は高いといえます。しかし、小学生の保護者に、放課後児童クラブの利用状況について伺ったところ、「利用している」は1割前後にとどまっており、利用意向と利用状況にかい離がみられるため、今後は、放課後児童クラブのニーズと実際の利用状況等を見極めながら、引き続き、環境の整備を図っていく必要があります。

放課後児童クラブの利用意向について

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】



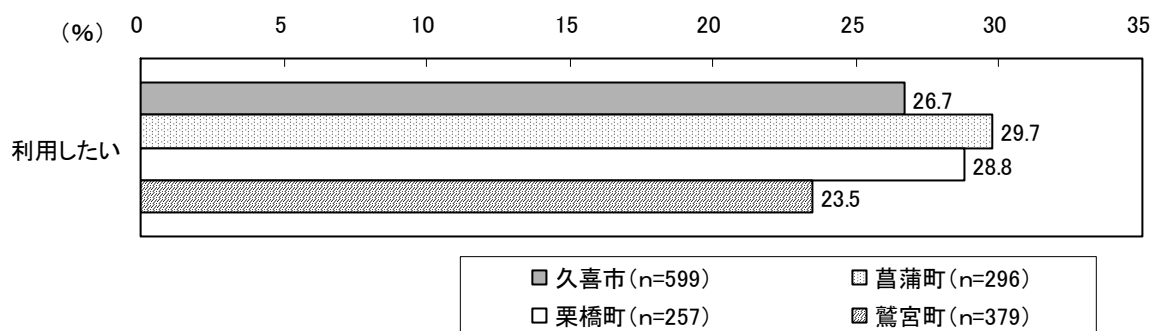
(5) 土曜日・日曜日の保育サービスの利用意向について

就学前児童の保護者に、土曜日や日曜日の保育サービスの利用意向について伺ったところ、「利用したい」（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計）と回答した人は土曜日で2割台、日曜日で1割台となっています。

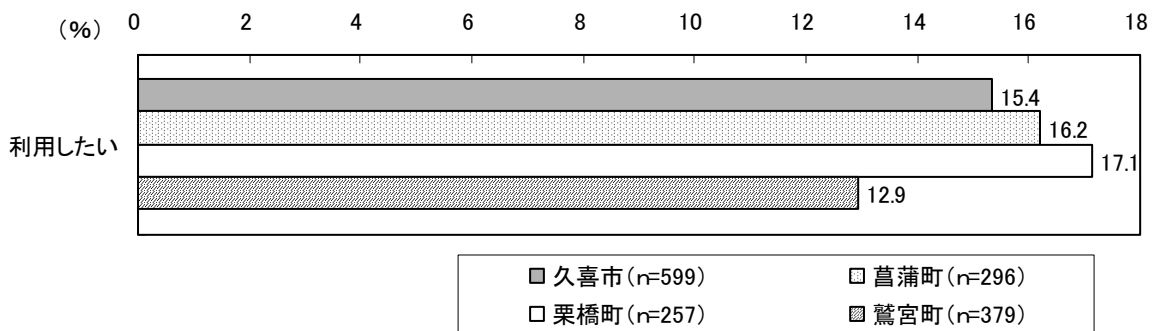
土曜日・日曜日の保育サービスの利用意向について

【就学前児童の保護者】

【土曜日】



【日曜日】

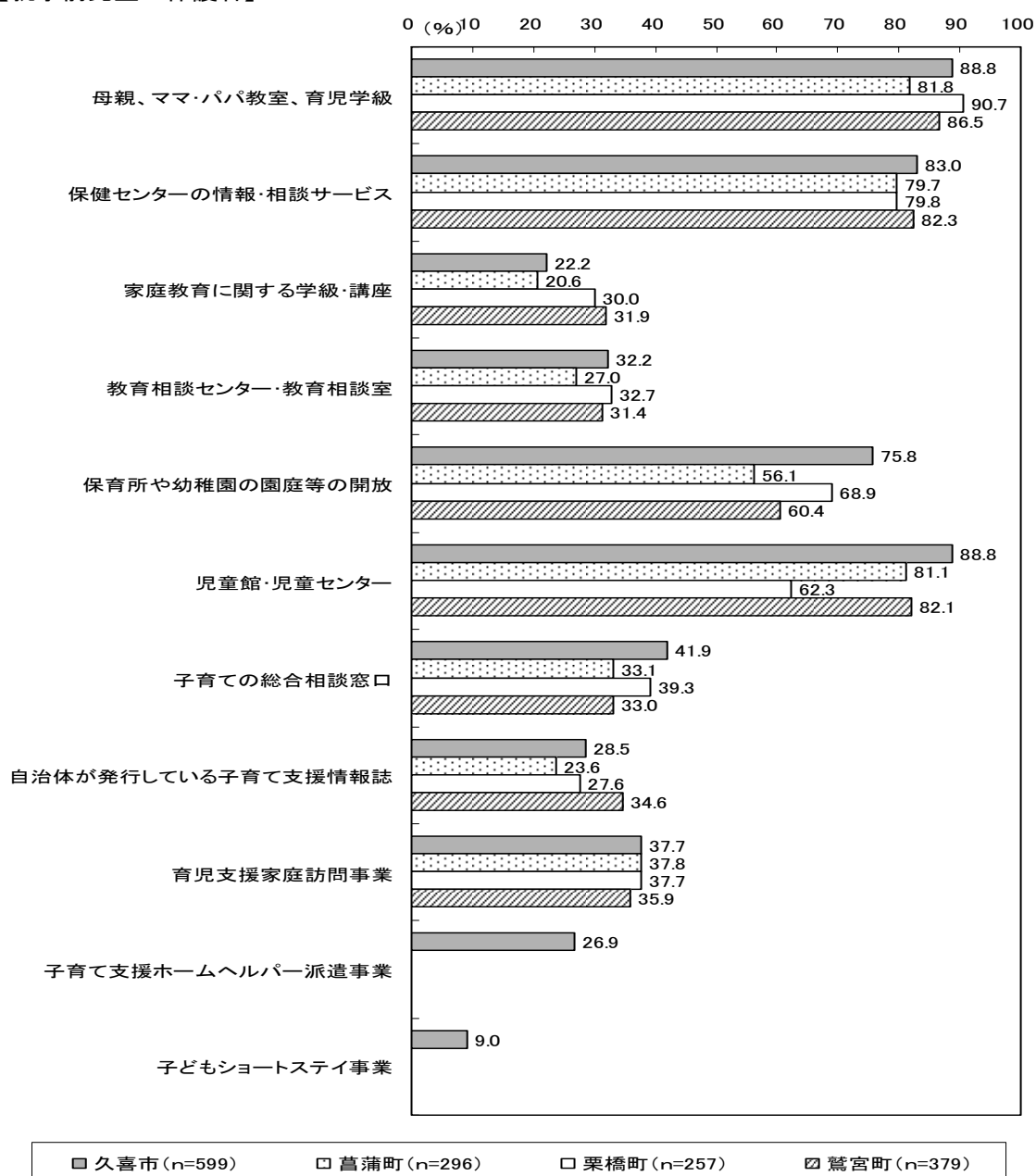


(6) 子育て支援サービスの認知度について

就学前児童の保護者に、子育て支援サービスの認知度について伺ったところ、「母親、ママ・パパ教室、育児学級」、「保健センターの情報・相談サービス」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「児童館・児童センター」の認知度が高くなっています。一方、「家庭教育に関する学級・講座」、「教育相談センター・教育相談室」、「子育て支援ホームヘルパー派遣事業」、「子どもショートステイ事業」の認知度が低くなっており、これらの認知度の低いサービスについては、広報等を通じた一層の周知が必要です。

子育て支援サービスの認知度について

【就学前児童の保護者】



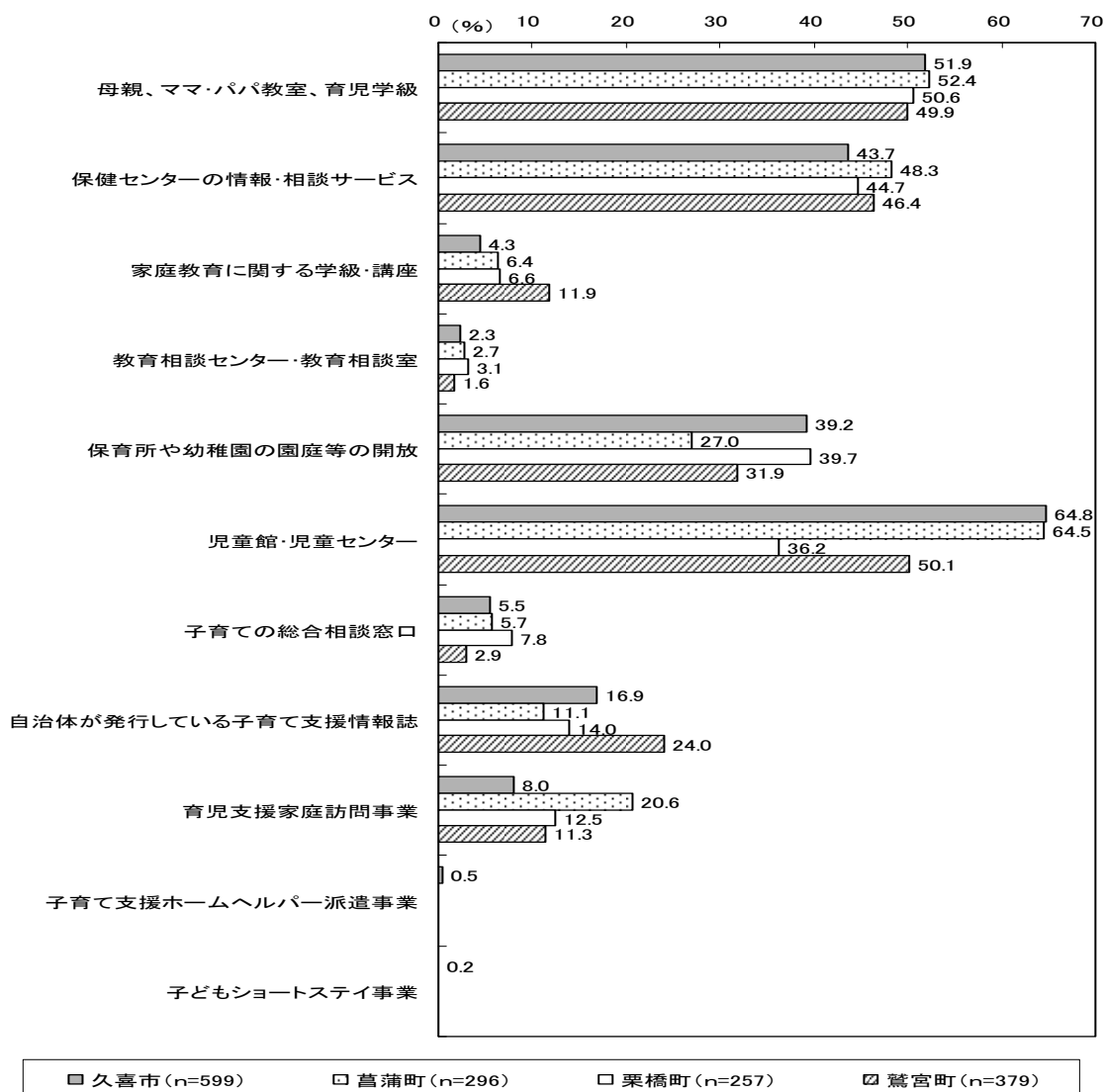
(7) 子育て支援サービスの利用状況について

就学前児童の保護者に、子育て支援サービスの利用状況について伺ったところ、「母親、ママ・パパ教室・育児学級」、「保健センターの情報・相談サービス」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「児童館・児童センター」の利用度が高くなっています。

一方、「家庭教育に関する学級・講座」、「教育相談センター・教育相談室」、「子育て相談窓口」、「子育て支援ホームヘルパー派遣事業」、「子どもショートステイ事業」の利用度が低くなっており、認知度の高いサービスほど利用経験が多く、認知度の低いサービスほど、利用経験が少ない傾向がみられます。これらのことから、利用度の高いサービスについては、さらに充実を図る一方、利用度の低いサービスについては認知度が低いことも影響していると考えられるため、広報等を通じた一層の周知が必要です。

子育て支援サービスの利用状況について

【就学前児童の保護者】

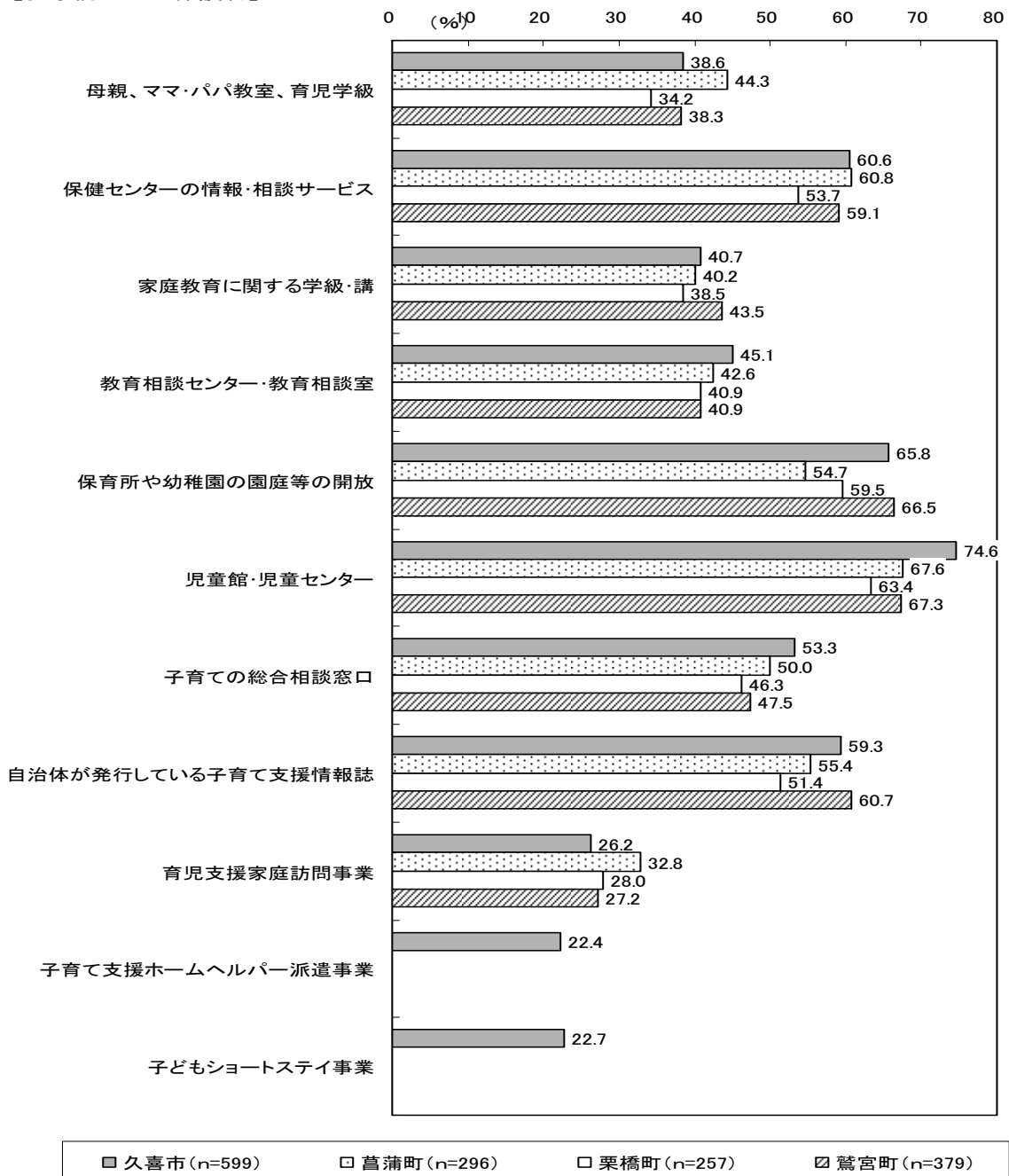


(8) 子育て支援サービスの利用意向について

就学前児童の保護者に、子育て支援サービスの今後の利用意向について伺ったところ、「保健センターの情報・相談サービス」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「児童館・児童センター」、「自治体が発行している子育て支援情報誌」の利用意向が高くなっています。「自治体が発行している子育て支援情報誌」については、認知度、利用度も低いなか、利用意向が高くなっており、このようなニーズに対応するためにも、一層の周知を図るとともに、さらにサービス内容の充実を図る必要があります。

子育て支援サービスの利用意向について

【就学前児童の保護者】



(9) 仕事時間と生活時間の優先度について

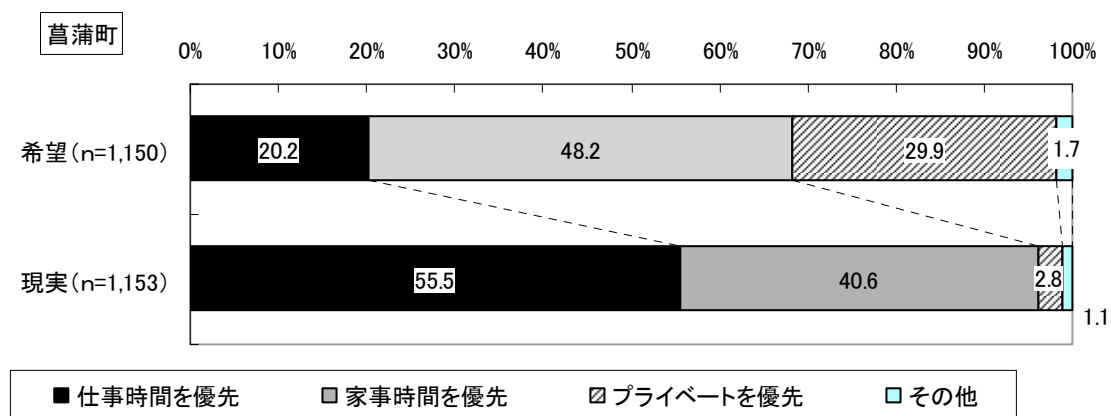
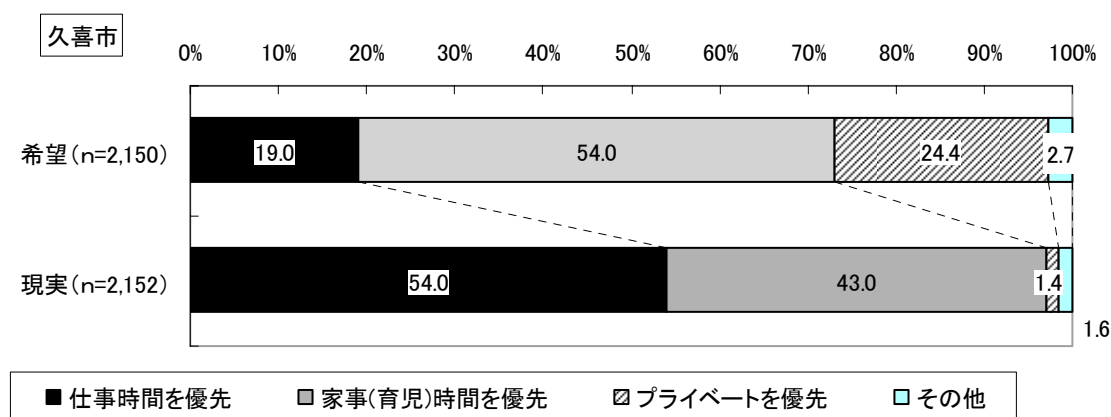
就学前児童と就学児童の保護者に、生活の中で、「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度について伺ったところ、「希望」では、「家事（育児）時間を優先」が多数を占めるものの、「現実」では、鷲宮町を除く3市町で「仕事時間を優先」が過半数を占めており、希望と現実のギャップが大きい傾向がみられます。

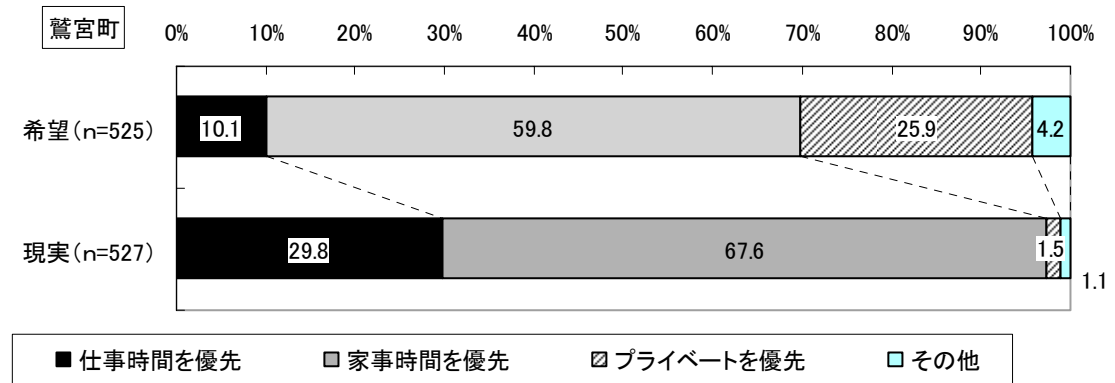
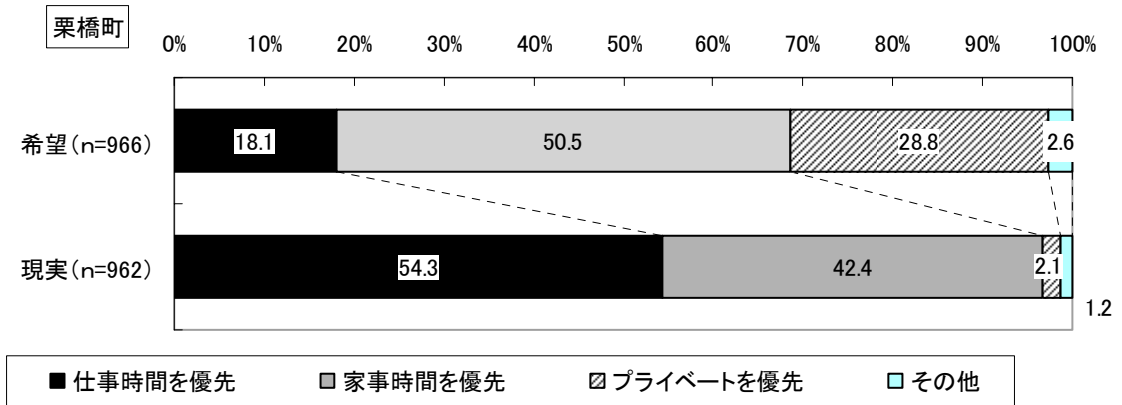
また、「プライベートを優先」については、「希望」では20%台であるのに対し、「現実」では3%に満たない状況です。

このようなことから、誰もが仕事、家庭生活、地域生活など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの視点に立った取り組みが必要です。

仕事時間と生活時間の優先度について

【就学前児童及び就学児童の保護者】





第2節 前期計画の進捗状況

1. 平成21年度目標と平成21年度実績見込との比較（目標事業量）

前期計画で、旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町、旧鷲宮町においては、それぞれ掲げた各事業について、これまで積極的に取り組んできました。

前期計画が終了する時点で、目標事業量を掲げた事業の進捗状況は以下のとおりです。実績見込が目標事業量に達していないものもあり、後期計画に盛り込む目標事業量については、ニーズ調査の結果や利用状況を踏まえ、設定していきます。

項 目		平成 21 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績見込
①通常保育事業（認可保育所）	人 数	1,590	1,515
	か所数	-	17
②特定保育事業	人 数	-	-
	か所数	-	-
③延長保育事業	人 数	144	110
	か所数	15	11
④夜間保育事業	人 数	-	-
	か所数	-	-
⑤トワイライトステイ事業	人 数	-	-
	か所数	-	-
⑥休日保育事業	人 数	25	2
	か所数	2	2
⑦病児・病後児保育事業	人 数	4	1
	か所数	1	1
⑧放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	人 数	-	749
	か所数	17	17
⑨地域子育て支援拠点事業 （うち、センター型） （うち、ひろば型） （うち、子育てサロン型）		9	9
	か所数	(7)	(7)
		(2)	(1)
		(0)	(1)
⑩一時預かり事業	人 数	52	58
	か所数	6	6
⑪ショートステイ事業	か所数	2	1
⑫ファミリー・サポート・センター事業	か所数	3	2

2. その他

上記以外にも、妊婦健康診査の公費拡大、乳幼家庭全戸訪問事業の開始、子ども医療費対象者の拡大など子育て家庭への支援に努めてまいりました。

第3節 本市の次世代育成支援をめぐる課題

課題1：家庭の子育てを支援する環境の整備

都市化の進展や核家族化の進行により地域の連帯感が希薄化しつつある中で、地域社会から孤立し、相談する相手がいないことや育児経験の不足などから、母親の精神的負担、不安の増大など、育児ストレスが増大しています。

このため、子育て問題の専門家や育児の経験豊富な方による相談機能の充実や、各種子育て支援サービスに関する情報の提供、親のリフレッシュ時間の確保など、育児ストレスの軽減を図る必要があります。

また、同じ子育て中の仲間と交流し、子育ての悩みや喜びを共感しあうことにより、不安や悩みを解消できるとともに仲間づくりができるよう、子育て中の親がいつでも気軽に集い交流できる場を提供していく必要があります。

さらに、職場や社会のストレスの影響、アレルギー問題、感染症など、母子を取り巻く社会には健康面で様々な不安があります。母子の健康診査、食育の充実など、母子の健康の確保を図る必要があります。

課題2：子育て支援のネットワーク化の推進

子育て支援に取り組む個人、サークル、団体、機関、行政などが、それぞれの取り組みを有機的に結びネットワーク化することで、活動をより効果的なものとし、地域全体の子育て支援機能を高め、子育てしやすいまちづくりを推進することが必要です。

課題3：すべての子どもと家庭への支援

すべての子どもが健やかに育つことができるよう、障がいのある子どもや、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子どもなど、個別に配慮を必要とする子どもとその家庭に対する支援も必要です。

また、親自身の精神的な問題や生活・育児上のストレス、子どもの発達状況などから、子どもが親からの育児放棄や暴行などを受ける児童虐待が大きな社会問題となっており、子どもが子どもとして健やかに育つ権利の確保を図る必要もあります。

このため、福祉関係者のみならず、保健、教育、警察等の地域における関係機関が情報を共有して連携し、早期発見、早期対応、未然防止ため取り組むとともに、家庭内や地域で孤立した子育てとならないように相談支援体制の充実や、仲間づくりができる交流機会の提供など、育児不安や負担の軽減が必要になっています。

課題4：仕事と子育ての両立ができる環境の整備

子どもが安心して成長するためには、親が働きながら子育てできる社会環境を確立させることが重要です。働きながら子どもを育てている側からは、通常保育時間を越えた延長保育、土曜日・日曜日の保育、一時預かり、病児・病後児保育などのさまざまな保育ニーズがあります。このような多様な保育ニーズに対し、きめ細やかで柔軟な保育サービスの提供を図ることが重要です。

また、父親や雇用者の子育てに対する意識改革と制度面も含めた職場環境の整備や、母親の安定的な就労の確保、親が日中不在でも子どもが安心していられる放課後児童クラブの充実など、仕事と子育てが両立するための環境整備が必要です。

課題5：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ニーズ調査結果によると、生活の優先度を尋ねた質問では、「家事（育児）時間を優先」したいという希望が多いのに対し、現実には「仕事時間を優先」している状況がうかがえます。

市民一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる環境づくりが重要となっています。

そのために、社会全体が子育ての大切さを理解し、子どもや子育てを温かく見守り、応援する気運が醸成されるよう社会に働きかけていくとともに、社会全体で子どもと子育てを支援する環境づくりを進め、子育てと仕事の両立の支援を行う必要があります。

課題6：子どもの健やかな成長のための家庭教育・学習環境の整備

子どものいじめや非行、不登校などが社会問題となっています。親が子どもにどのように接したらよいか、子どもをどのように教育したらよいかなどにとどまっている状況や核家族化が進み、そのような悩みを相談する相手がいない家庭も多くなっています。このため、子どもの生活の場である家庭における教育力を向上していくことが課題となっています。

また、子ども同士が成長に合わせ自ら主体的に社会性を身につけるため、子どもの体験的活動の促進を図るとともに、思春期における心身の急速な成長と生活習慣の乱れなど不安定な状態に対し、正確な知識の普及や子どもの悩み相談を直接受ける体制の充実を図ることも必要です。

子どもには子どもの人権があり、次代の社会の担い手でもあることから、次代の親の育成、幼児教育・学校教育の充実など、子どもの健全な教育環境の充実を図る必要があります。

課題7：子どもが安心して生活できるための環境の整備

子どもを安心して生み、育てることができるような安全なまちにするため、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、家庭や学校、行政、警察が連携して取り組むほか、地域の方や団体の協力が必要になります。子育て世帯と地域住民とが子育て情報を共有し、協力して地域の見回り活動を行うなど、子どもを地域社会全体で見守る仕組みを強化する必要があります。

また、安全な住まいの確保は子育ての基本であり、バリアフリー設備の整った住宅、住宅に困窮している世帯向けの廉価で良質な公的住宅の確保など、子育てに配慮した住環境の確保を図る必要があります。

さらに、子どもや子どもを連れた親が安全に外出できるためには、道路・公園、公共建築物のバリアフリー化や、公共交通機関での妊婦や子ども、子どもを連れた人への安全性の確保が重要であり、子育てに配慮した都市空間を形成・推進していく必要があります。

課題8：地域が一体となった子育て支援の推進

子育ての基本は家庭にあります。次代の社会を担う子どもを健やかに育むことは、地域や社会の責任です。このため、地域住民による子育て活動の支援、地域住民による子どもや子育て家庭の見守りなど、地域住民が積極的に子育てに係わり、子育て家庭が地域で安心して暮らせるような子育てしやすいまちづくりが重要です。

このため、地域全体で子育てする意識の醸成、子育てボランティア・子育て支援団体の育成など、地域が一体となって子育てを支援する体制づくりを推進する必要があります。

IV 基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

久喜市の次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭・企業・地域において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育て家庭や地域において子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して推進します。

少子高齢社会にあって、次世代育成支援は、久喜市の未来を担う子どもたちを育む重要な課題であり、安心して子どもを生き育てることができるように子育て家庭を地域で支えるまちづくりは、市民全ての願いです。

久喜市では、子ども一人ひとりの人権が最大限尊重されるように配慮し、次代を担う子どもたちが健やかに成長し、親たちが子どもを育てることの喜びを実感できるとともに、地域が子育ての意義について理解が深まるような社会づくりのため「子どものしあわせを育むまちづくり」を基本理念としてこの計画を推進していきます。

■基本理念

「子どものしあわせを育むまちづくり」

第2節 計画の基本方針

基本理念に基づき、次の3点を基本方針として設定します。

■基本方針

1. 子どもがすくすくと育つために

子ども自身が持っている“育つ力”を最大限に引き出し、子ども一人ひとりの個性が伸び伸びと発揮できるような環境づくりを進めます。

2. 子育て家庭を支援するために

子どもを持つ家庭が安心して子育てができるように、子育て家庭を社会全体で支えていく地域づくりを進めます。

3. 子どもにやさしいまちづくりのために

子どもや子ども連れの人たちが、安心して生活できるまちづくりを進めます。

第3節 計画の基本目標

基本方針のもとに次の4点の基本目標を設定します。

■基本目標

- 1 家庭の子育てを支える環境づくり
- 2 仕事と子育ての両立ができる環境づくり
- 3 子どもの健やかな成長のための教育・学習環境づくり
- 4 子どもが安心して生活できる環境づくり

基本目標1：家庭の子育てを支える環境づくり

核家族化や少子化の進行、女性の社会進出の進展により、子どもを取り巻く家庭や地域の環境は大きく変化しています。

子育ては、不安や負担を伴うものであり、保護者が孤立してしまうことがないように、子育て支援に関する情報を提供し、相談機能を充実するとともに、子育て家庭の交流促進、子育てを地域で支えるネットワークづくりを推進していくことが必要です。

また、母子保健事業を含む、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ることや、多様な子どもの育ちに応じるため、関係機関との連携を強化し、きめ細やかな支援を図ることが求められています。

久喜市は、すべての子どもが心身とも健やかに育つ環境づくりをめざします。

基本目標2：仕事と子育ての両立ができる環境づくり

女性の社会進出の進展や経済情勢が変化する中で、男女ともに就労形態の多様化が進んでいます。

このため、家庭においては、女性と男性がともに家庭における役割を分かちあうとともに、職場においては、育児・介護休業制度の普及・利用や、仕事と家庭生活の調和が図られる環境づくりを促進し、男女ともに仕事と子育てが両立できる社会環境が求められています。

久喜市では、多様化・個別化する保育ニーズに対応できる保育サービスを推進するとともに、男女共同による子育ての促進や、仕事と子育てが両立できる就業環境づくりをめざします。

基本目標3：子どもの健やかな成長のための教育・学習環境づくり

現代の子どもには、多様化・複雑化する社会の中で、様々な課題に迅速かつ的確に対応できる柔軟な能力が求められています。また、他人や地球環境と共生することのできる能力を育むことも望まれています。

そのために、各種の教育・学習活動を通じて、子どもの生きる力と心身ともに健やかな人間性を育てていくことが必要です。

また、核家族化の進行や都市化の進展により、次世代の健全育成にむけた家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。

そのために、家庭教育に関する学習機会の充実や、地域において子どもたちが自主的に参加できるような多くの機会を提供していくことが必要です。

久喜市は、子どもの生きる力を育み、心身ともに健やかに成長することができる教育・学習環境づくりをめざします。

基本目標4：子どもが安心して生活できる環境づくり

子どもを犯罪等の被害や交通事故から守るための取り組みや、子どもや子ども連れの人が安心して生活できるまちづくりが求められています。そのためには、子どもの安全を確保するための活動を進めていくとともに、子どもの視点に立って、都市環境や居住環境をさらに充実させていくことが必要です。

また、核家族化の進行や都市化の進展など、子育て家庭をとりまく環境の変化は、家庭だけに次世代育成の役割を求めることを困難にしています。今後は次世代育成支援を地域社会全体の課題として捉えていくことが求められています。

久喜市は、地域が一体となって子育てを支えることにより、子どもや子ども連れの人たちが、安心して生活できる環境づくりをめざします。

<久喜市次世代育成支援行動計画>

■基本理念

「子どものしあわせを育むまちづくり」

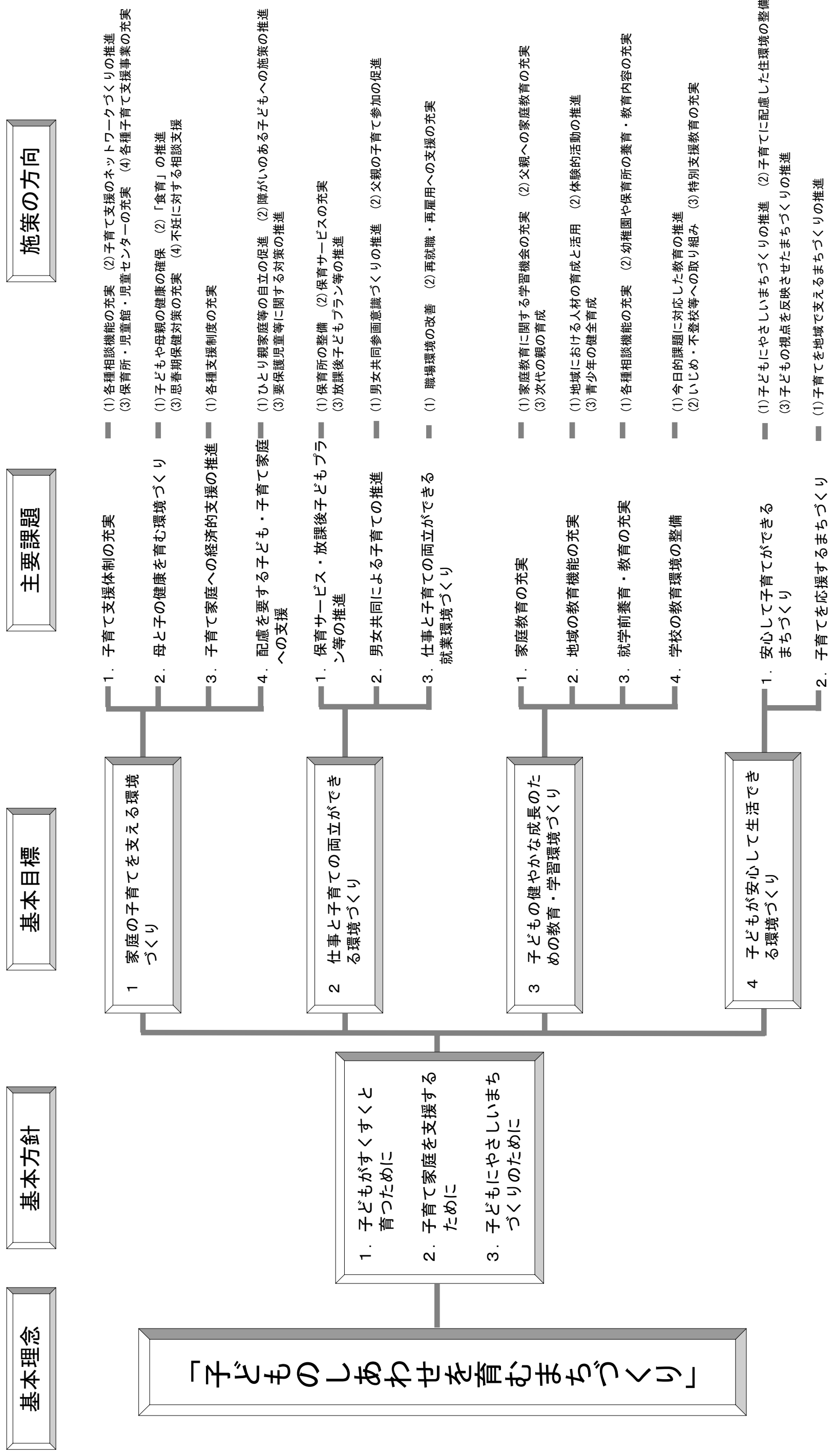
■基本方針

1. 子どもがすくすくと育つために
2. 子育て家庭を支援するために
3. 子どもにやさしいまちづくりのために

■基本目標

- 1 家庭の子育てを支える環境づくり
- 2 仕事と子育ての両立ができる環境づくり
- 3 子どもの健やかな成長のための教育・学習環境づくり
- 4 子どもが安心して生活できる環境づくり

久喜市次世代育成支援行動計画 体系図

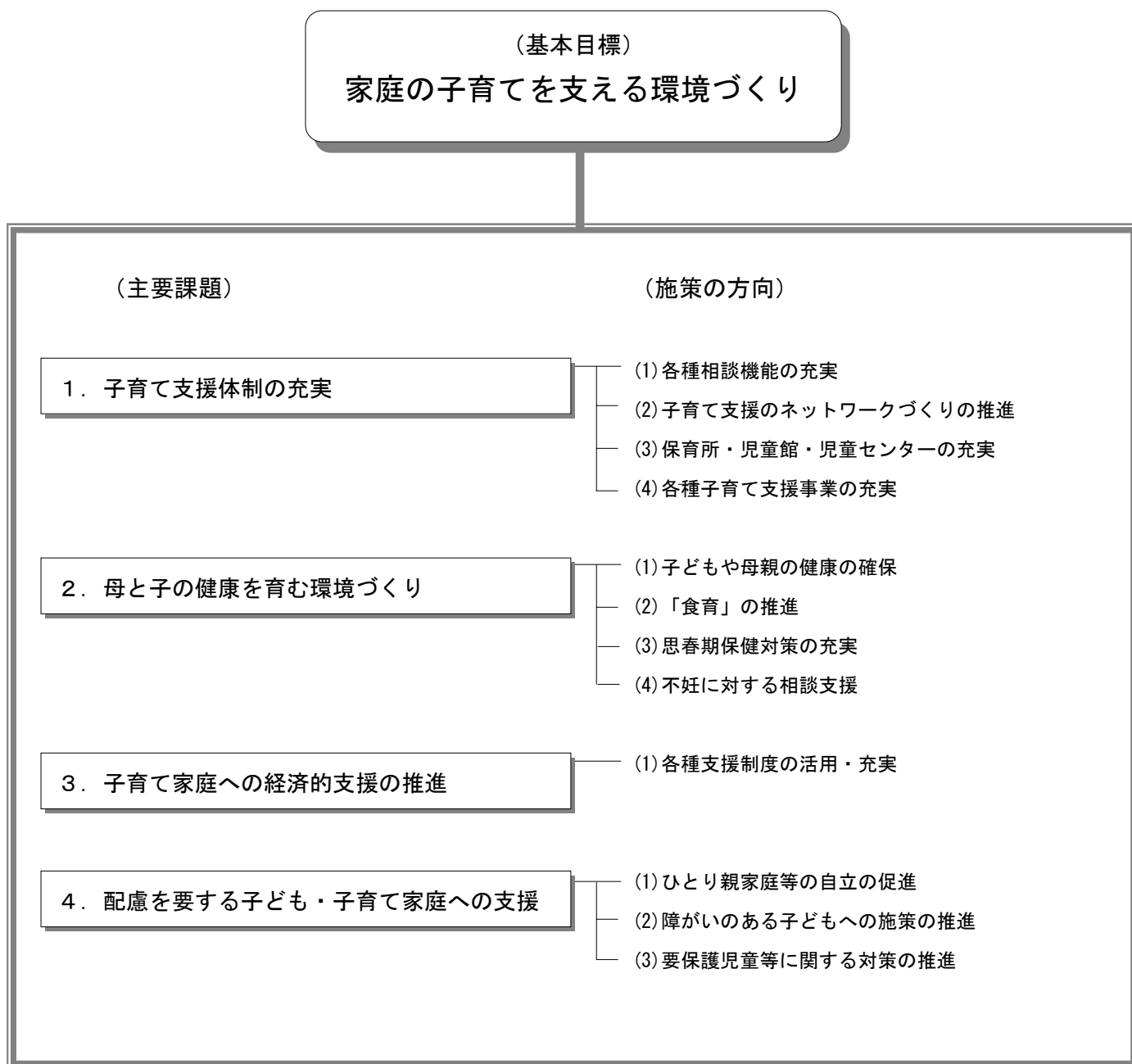


V 計画の体系

VI 施策の方向と事業の内容

第1章 家庭の子育てを支える環境づくり

【施策の体系】



第1節 子育て支援体制の充実

【施策の方向】

(1) 各種相談機能の充実

- すべての子育て家庭における子育て不安を解消し、子どもを健やかに育成するため、相談機能を有する関係各機関の連携を強化し、相談機能を充実します。
- 子育て総合支援窓口を通して、子育てに関する情報の提供や各種支援サービスの案内に努めます。
- 相談員の知識・見識の向上とともに、市民の子育ての相談に的確に対応できるように努めます。

(2) 子育て支援のネットワークづくりの推進

- 地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供と、サービスの質の向上、子育て情報の提供、各種相談対応など地域連携による子育て支援体制の確立を図ります。

(3) 保育所・児童館・児童センターの充実

- 保育所の運営のあり方も考慮した新たな保育所整備計画を策定します。
- 児童館・児童センターの整備・充実に努めます。

(4) 各種子育て支援事業の充実

- 次代を担う子どもたちが、地域の中で、健やかに生まれ育つことができるよう、行政はもとより、ボランティアや地域住民の協力も得ながら、総合的な子育て支援事業の充実を図ります。
- 子育て中の母親などが気軽に集まって仲間づくりをしたり、育児不安について相談できる地域子育て支援センターやつどいの広場などの整備・充実に努めます。

(1) 各種相談機能の充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	子育て総合支援窓口	子育て支援課を子育てに関する総合支援窓口とし、子育てに関する情報の提供や、保護者が適切に子育て支援サービスを利用するための助言、各種支援サービスの案内を行います。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課

2	家庭児童相談室	少子化、核家族化等の進行により、家庭における児童養育機能の低下や種々複雑な問題が発生していることに対応し、人間関係の健全化及び児童養育の適正化等に向けて、市民の相談に応じ、必要な指導を行っています。	相談や指導を行うにあたり、関係機関と連携し、継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
3	3歳児特別相談	3歳児健康診査の結果、何らかの問題のある児童とその保護者に対し、障がい等の早期発見、早期療育を目的としてスタッフによる個別相談を行います。相談終了後、ケースカンファレンスを実施し、今後のケースの対応について検討しています。 スタッフ：家庭児童相談員、児童ケースワーカー、保健師、臨床心理士	保健センター、保健所との連携し、継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
4	子育て支援施設での子育て相談	地域子育て支援センター、つどいの広場、保育所、児童館、児童センターで、子育てに関する相談を行っています。	関係する機関と連携を図り、継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課 保育課
5	乳幼児健康相談	乳幼児の身体計測・個別育児相談・個別栄養相談とともに、経過観察児のフォローを行っています。	乳幼児の健康の保持増進のため、相談体制の充実に努めます。	中央保健センター
6	乳幼児発達相談	乳幼児健康診査の結果、経過観察が必要とされた乳幼児及び発育、発達が心配な乳幼児とその保護者に対し、小児科医または理学療法士による、発育・発達を促すための助言・指導を実施しています。	継続して事業の充実に努めます。	中央保健センター
7	電話健康相談	乳幼児から成人までの健康相談を行っています。	随時、相談が受けられるよう相談体制を充実します。	中央保健センター
8	教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じています。 ・適応指導教室において、不登校児童生徒・保護者へ支援を行っています。 ・久喜市教育相談室の面接相談において、学校生活や性格・行動について等、保護者の子どもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じています。 	他の教育機関との連携を強化し、事業の充実に努めます。	指導課

9	人権相談・女性相談及び女性の悩み相談事業	日常生活におけるさまざまな悩みごとや困りごとについて相談しやすい環境整備を進めています。	関係機関との連携強化を図りながら相談事業の充実を図ります。	人権推進課
10	民生委員・児童委員、主任児童委員活動事業	民生委員・児童委員、主任児童委員による子育てに関する相談、支援等の活動を行っています。	関係機関等と連携し支援の充実を図ります。	社会福祉課

(2) 子育て支援のネットワークづくりの推進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	子育て支援のネットワークづくり	きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上をめざし、行政の関係部署はもとより、子育て支援を行う地域活動団体、民間事業者なども含めた地域における子育て支援のネットワークづくりを進めます。	関係機関との連携を強化し、ネットワークづくりを進めます。	子育て支援課
2	地域子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、子どもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、親同士が地域の中で子育ての仲間づくりができるよう支援しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
3	つどいの広場事業	主に乳幼児を抱える子育て中の親が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育ての仲間づくりができるよう支援しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課

(3) 保育所・児童館・児童センターの充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	保育所施設整備事業	施設の老朽化と多様な保育ニーズに対応するため、建替えも視野に入れた施設改修が必要となっており、財政状況と今後の保育所運営のあり方も考慮した新たな保育所整備計画を策定します。	新たな保育所整備計画を策定します。	保育課
2	児童館・児童センター活動事業	遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、創作事業や伝承遊び事業などの活動の展開をしています。	児童館・児童センターの利用の一層の促進を図るため、事業内容の充実にも努めます。	子育て支援課 (児童センター・鷺宮児童館・しょうぶ会館)

3	移動児童館の実施	児童館の持つ機能を地域に広め、地域と共に様々な遊びを通じて児童の健全育成を図っていくため、遊びを持って地域に出向く移動児童館を実施しています。	鷺宮東コミュニティセンターを会場として事業の推進に努めます。	鷺宮児童館
4	児童館・児童センターの整備・充実	児童の遊び場の確保と健康増進に向けて、新たな児童館・児童センターの整備・充実に努めます。	事業の推進に努めます。	子育て支援課

(4) 各種子育て支援事業の充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人が会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、仕事と育児の両立支援を図っています。	会員相互の資質向上及び市内各地区との連絡調整を図り、事業の充実に努めます。	子育て支援課
2	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	出産直後（退院後1か月以内）の母親のいる家庭で、家族等から家事援助が受けられない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣しています。	利用の促進を図ります。	子育て支援課
3	子どものショートステイ事業	保護者の疾病、出産、仕事、育児疲れなどにより家庭における乳幼児の養育が一時的に困難となった場合に、当該乳幼児を児童福祉施設等において短期間（原則7日以内）預かります。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
4	地域子育て支援センター事業 (P44再掲)	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、子どもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、子育て中の親同士が情報交換などを行うことにより、お互いを支えあい学びあい、親として自律的に成長することを支援します。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
5	つどいの広場事業 (P44再掲)	主に乳幼児を抱える子育て中の親が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育ての仲間づくりができるよう支援しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
6	子育て支援情報紙の発行	市の子育て支援情報をまとめた情報紙を作成し、子育て家庭への情報提供を行っています。	随時内容を更新しながら、引き続き提供します。	子育て支援課
7	育児教室	0歳児、1歳児の母親を対象に、保健師、看護師、栄養士などがより良い育児の方法を支援する教室を開催しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課 (児童センター)

8	幼児教室	2歳児・3歳児を対象に、友達と楽しく遊んだり、歌やお遊戯を通して集団になれるように支援する教室を開催しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課 (児童センター)
9	ママのおしゃべりサロン	お母さん同士が集まり、子育てという共通の話題の中で、育児の不安や悩み、喜び等を気軽にしゃべりができるなどの、情報交換の場を提供しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課 (児童センター)
10	一時預かり事業	保護者の急病や断続的就労、育児疲れ解消のため、緊急一時的に家庭で保育ができない児童の保育を行う事業で、現在市内保育所6か所で実施しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
11	休日保育事業	日曜・祝日に保護者の就労等で保育に欠ける児童を保育所にて保育する事業で、現在市内保育所2か所で実施しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
12	病後児保育（施設型）事業	市内保育所等に通所中の児童が病気の回復期にあるため、集団保育が困難な期間、当該児童を保育所に付設された専用スペースにおいて一時的に保育する事業で、現在市内保育所1か所で実施しています。	事業の推進に努めます。	保育課
13	母子愛育会地域活動事業の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> 母子愛育会が活発に地域で育児支援事業や訪問活動事業を実施し、保健事業と連携を図ることができるよう支援しています。 母子愛育会活動に必要な知識や技術の習得ができるよう支援しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動の周知を図るとともに、各事業を円滑に実施できるよう活動支援を行います。 活動に必要な知識や技術が習得できるよう育成・支援を行います。 	中央保健センター

第2節 母と子の健康を育む環境づくり

【施策の方向】

(1) 子どもや母親の健康の確保

- 乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図るとともに、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもと母親の健康の確保に努めます。

(2) 「食育」の推進

- 豊かな人間性を育む食育を総合的、計画的に推進するため、「久喜市食育推進計画」を策定するとともに、食を通じた、心身ともに健康な子どもの育成や家族等との良好な関係づくりが促進されるよう、必要な施策に取り組みます。

(3) 思春期保健対策の充実

- 思春期の子どもに対して、一人で悩まず、専門機関に相談するなど、ストレスを上手にコントロールできるよう支援するとともに、性についての正しい知識の普及を図ります。

(4) 不妊に関する相談支援

- 県、関係機関との連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりを進めます。

(1) 子どもや母親の健康の確保

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	母子健康手帳の発行	妊娠・出産・育児に関する知識の普及と、一貫した母子の健康記録や予防接種済証に役立て、母子の健康管理と健康増進を図るため、母子健康手帳を発行しています。 妊娠の届出をした妊婦に、保健センター又は市民課（総合窓口）で、母子健康手帳及び妊婦健康診査の受診票と助成券を交付しています。	母子健康手帳交付時にアンケート調査を行い、保健指導が必要な妊婦の把握と適切な保健指導に努めます。	中央保健センター
2	妊婦一般健康診査	妊娠中の異常の早期発見と妊婦の保健向上を図るため、妊婦一般健康診査の受診票と助成券を交付しています。	妊娠届出時や、ママ・パパ教室実施時等に妊婦全員に受診を勧め、受診率の向上を図ります。	中央保健センター

3	母子訪問指導	妊産婦・新生児・乳幼児とその保護者、乳幼児健康診査の未受診者等を対象に、家庭訪問による指導を実施しています。新生児・乳児への訪問については、「乳児家庭全戸訪問事業」（こんにちは赤ちゃん事業）と併せて実施しています。	対象家庭への訪問指導により、母子の健康の保持増進、虐待予防、子育て支援を推進します。	中央保健センター
4	ママ・パパ教室	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及、父親の育児に対する関心や意識の啓発を図るとともに、産後も交流できる仲間づくりの場を提供しています。	事業内容の充実を図り、父親の参加を促進します。	中央保健センター
5	4か月児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・医師による診察、身体計測、保健指導、離乳食指導、予防接種指導、保健事業の紹介等を実施しています。 ・健康診査の結果、必要に応じて精密健康診査を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未受診者の状況把握に努め、受診率の向上を図ります。 ・健康診査の結果に応じ、適切な事後指導に努めます。 	中央保健センター
6	10か月児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・診察、身体計測、保健指導等を実施しています。 ・健康診査の結果、必要に応じて精密健康診査を実施しています。 		中央保健センター
7	1歳6か月児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・診察、歯科健診、身体計測、保健指導、育児相談、心理相談、栄養相談、フッ素塗布、ブラッシング指導等を行っています。 ・健康診査の結果、必要に応じて精密健康診査を実施しています。 		中央保健センター
8	3歳児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・診察、歯科健診、身体計測、保健指導、育児相談、心理相談、栄養相談、ブラッシング指導、聴覚・視覚アンケートによるマスキリーニング、尿検査等を行っています。 ・健康診査の結果、必要に応じて精密健康診査を実施しています。 		中央保健センター
9	乳幼児健康相談（P43再掲）	乳幼児の身体計測・個別育児相談・個別栄養相談とともに、経過観察児のフォローを行っています。		乳幼児の健康の保持増進のため、相談体制の充実に努めます。
10	むし歯予防教室	2歳児を対象に、歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導・栄養士の栄養相談を行っています。	事業内容の充実を図ります。	中央保健センター
11	予防接種	疾病の発生及びまん延を防止するため、ポリオの集団予防接種やBCG、	疾病の発生、まん延を防止するため引き続き予防	中央保健センター

		麻しん、風しん、三種混合、二種混合、日本脳炎等の個別予防接種を実施しています。	接種を実施するとともに、接種率の向上を図るため接種勧奨に努めます。	
12	助産の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦を対象に、助産施設において助産を実施します。	継続して事業を推進します。	子育て支援課
13	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※に関する啓発活動	妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことができるよう、啓発活動を行っています。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する考え方について広く周知を図ります。	人権推進課

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ=1994年カイロで開催された国際人口開発会議で提唱された概念で、女性が生涯にわたって、自らの身体と健康について主体的に自己決定を図り、身体的、精神的、社会的に良好な状態を享受すること、そのための権利をいう。

(2) 「食育」の推進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	久喜市食育推進計画の策定	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的に、久喜市食育推進計画を策定します。	食育推進計画策定までの間は、平成22年3月に策定した「久喜市食育推進計画」に基づく施策を展開します。	健康医療課
2	久喜市食育推進会議の設置	食育推進計画の策定とその実施を推進するため、食育推進会議を設置し、食育推進に関する検討を行います。	事業の推進に努めます。	健康医療課
3	ママ・パパ教室 (P48再掲)	妊娠中の食事・栄養についての講話と調理実習を行っています。	事業内容の充実を図ります。	中央保健センター
4	乳幼児健康相談 (P43再掲)	乳幼児の身体計測・個別育児相談・個別栄養相談とともに、経過観察児のフォローを行っています。	乳幼児の健康の保持増進のため、相談体制の充実に努めます。	中央保健センター
5	離乳食のすすめ方教室	離乳食や育児に関する集団指導を行っています。	事業の周知を図るために参加しやすい体制づくりに努めます。	中央保健センター
6	むし歯予防教室 (P48再掲)	2歳児を対象に、歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導・栄養士の栄養相談を行っています。	事業内容の充実を図ります。	中央保健センター
7	食生活改善推進員（ヘルスメイト）の活動支援と育成	・「親子クッキング」等の自主事業をはじめ、保健事業への協力等、食生活改善推進員が実施する食育等に関する活動の支援をしています。	・活動の周知を図り、事業参加者の増加を図るとともに、会員への研修や「ヘルスメイト養成講座」への市民参加を促	中央保健センター

		・「ヘルスマイト養成講座」への参加を促進し、食生活改善推進員（ヘルスマイト）の育成を行っています。	し、会の育成に努めます。	
8	学校・保育所における食育の推進	学校や保育所の給食を通して、健康な心身と良い食生活の形成に努めています。	子どもの心身の発達、発育に向けて、食育を推進します。	学務課 保育課

(3) 思春期保健対策の充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、相談を行っています。	相談支援体制の整備を図ります。	中央保健センター 指導課
2	青少年の性に関する情報提供	青少年の性に関する情報を提供しています。	青少年の性と人権尊重に関する意識を高めるための情報提供を行います。	人権推進課
3	教育相談事業（P43再掲）	学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じています。	他の教育機関との連携を強化し、事業の充実を図っていきます。	指導課

(4) 不妊に関する相談支援

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	相談支援の実施	不妊に悩んでいる方に対する相談支援を実施しています。	相談支援体制の整備を図ります。	中央保健センター

第3節 子育て家庭への経済的支援の推進

【施策の方向】

(1) 各種支援制度の充実

- 子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

(1) 各種支援制度の充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	児童手当給付事業	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図るため、12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に手当を支給しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
2	児童扶養手当給付事業	離婚などにより父親と生計を共にしていない児童等の心身の健やかな成長を図るため手当を支給しています。	事業の推進に努めます。	子育て支援課
3	子ども医療費支給事業	子ども（通院は小学校卒業まで、入院は中学校卒業まで）が病気などにより医療機関で保険診療を受けた場合、その医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図っています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
4	ひとり親家庭等医療費支給事業	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等に対し、医療機関で保険診療を受けた場合、その医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図っています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
5	すくすく出産祝金支給事業	市内に引き続き1年以上居住し、第3子以降を出産した女性（市税、保険料、徴収金等に滞納のある世帯及び生活保護受給世帯は除きます）に対して出産祝金を支給します。 第3子 50,000円 第4子 100,000円 第5子以降 250,000円	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課

6	認可保育所の保育料軽減	同一世帯から2人以上の未就学児童が同時に保育所等に入所又は児童デイサービスを利用している場合、上から2人目の児童は基準額の2分の1の額、3人目以降は無料としています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
7	放課後児童クラブ保育料の助成	留守家庭就学児童の健全な育成を図るため、生活保護世帯・ひとり親家庭医療費受給世帯・所得税非課税世帯に保育料の助成をしています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
8	のぞみ園利用者負担金の助成	久喜市立のぞみ園を利用している保護者に対し、障害者自立支援法に基づく利用者負担月額が久喜市保育料の徴収に関する徴収基準月額を超えた分について助成しています。	継続して事業の推進に努めます。	障がい者福祉課
9	出産育児一時金直接支払制度	久喜市国民健康保険の被保険者が出産をする場合、医療機関等に出産育児一時金を直接支払うことで、出産費にかかる経済的負担の軽減を図っています。	制度の周知に努めます。	国民健康保険課
10	幼稚園就園奨励費補助事業	公立・私立幼稚園に通園させている保護者に対して、入園料及び保育料の負担軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助金を住民税の課税状況に応じて交付することにより、幼児の就園を奨励し、幼稚園教育の振興を図っています。	国の補助制度改正に順じて、継続的に実施していきます。	学務課
11	小中学校要・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に、学用品費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助しています。	制度の周知を図り、対象者の把握に努めるとともに、就学援助制度の充実を図っていきます。	学務課

第4節 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

【施策の方向】

(1) ひとり親家庭等の自立の促進

- 母子家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策を推進します。

(2) 障がいのある子どもへの施策の推進

- 障がい児の「完全参加と平等」を進めていくため、ノーマライゼーション※の理念のもと、障がい児の療育体制の強化や、障がい児や障がい児の親を支援する体制の強化を図ります。

(3) 要保護児童等に関する対策の推進

- すべての児童の健全な心身の成長、そして社会的自立を促していくため、児童虐待防止をはじめとした要保護児童等に関する対策を推進します。
- 虐待の被害を受けている児童の早期発見と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

※ノーマライゼーション＝社会的に不利を負う人もそうでない人も同等に生活し、活動できる生活条件をつくり出し、ともに同じ社会の一員として生活を営んでいこうという考え方。

(1) ひとり親家庭等の自立の促進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	母子相談	母子に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行っています。	関係機関と連携し、事業の推進に努めます。	子育て支援課
2	母子生活支援施設入所事業	配偶者のいない女子等が監護する児童の福祉に欠ける場合、当該保護者及び児童を母子生活支援施設において保護し、自立を支援しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
3	児童扶養手当給付事業（P51再掲）	離婚などにより父親と生計を共にしていない児童等の心身の健やかな成長を図るため手当を支給しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課

4	ひとり親家庭等医療費支給事業 (P51再掲)	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等に対し、医療機関で保険診療を受けた場合、その医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図っています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
5	母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母が、就労に結びつきやすい知識・技能を身に付けるため、雇用保険法で定める教育訓練等を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給し、主体的な能力開発を支援しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
6	母子家庭高等技能訓練促進費等の支給	母子家庭の母が、看護師や介護福祉士などの資格を取得するために2年以上養成機関で修業する場合に、高等技能訓練促進費等を支給して修業を容易にし、母子家庭の自立を支援しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課

(2) 障がいのある子どもへの施策の推進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	介護給付費の支給	障がい児が居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所のサービスを受けた場合、その要した費用の一部を介護給付費として支給しています。	継続して事業の推進に努めます。	障がい者福祉課
2	補装具費の支給	障がい児が必要とする補装具の購入又は修理に要した費用の一部を補装具費として支給しています。	継続して事業の推進に努めます。	障がい者福祉課
3	地域生活支援事業	障がい児が必要とする日常生活用具費や移動支援費、日中一時支援費を支給して、障がい児の地域での生活を支援しています。	継続して事業の推進に努めます。	障がい者福祉課
4	生活サポート事業	障がい児の生活に合わせ、登録された民間のサービス団体が一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出援護などの介護サービスを行っています。	継続して事業の推進に努めます。	障がい者福祉課
5	心身障害者デイケア施設の運営	心身に障がいがある15歳以上で自主通所が可能な方に、「けやきの木共同作業所」、「くりの木」、「趣味の家」、「ゆう・あい」において、必要な自立訓練や生活指導等のサー	継続して事業の推進に努めます。	障がい者福祉課

		ビスを提供しています。		
6	のぞみ園運営事業	障がいや発達に遅れのある児童に対し、軽易な機能回復訓練及び基礎的な生活指導を行っています。(定員10人)	指定管理者制度を導入して療育指導の充実に努めます。	障がい者福祉課
7	3歳児特別相談(P43再掲)	3歳児健康診査の結果、何らかの問題のある児童とその保護者に対し、障害等の早期発見、早期療育を目的としてスタッフによる個別相談を行っています。相談終了後、ケースカンファレンスを実施し、今後のケースの対応について検討しています。 スタッフ：家庭児童相談員、児童ケースワーカー、保健師、臨床心理士	保健センター、保健所と連携し、継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
8	ひよこ教室	障がいや発達に遅れのある幼児に対し、遊びを通して情緒の発達を促しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
9	ことばのグループ	ことばの遅れのある幼児とその保護者に対し、言語聴覚士の助言・指導を行っています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
10	ことばのグループ 保護者指導	ことばの遅れのある児童の保護者に対し、言語聴覚士の助言・指導を行っています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
11	おもちゃ図書館	障害や発達に遅れのある児童に遊び場を提供し、おもちゃを通してそれぞれの児童が持っている機能の発達を促しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
12	障がい児保育(保育所)	障がいや発達に遅れのある児童を一般の児童とともに集団保育することにより、健全な社会性の成長発達の促進を図っています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
13	特別支援学校放課後児童対策事業	特別支援学校に通学する市内在住の児童の放課後の健全育成を図るため、特別支援学校放課後児童対策事業を実施する放課後児童クラブに対し、借地・借家料及び指導員人件費等の補助金を交付しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
14	1歳6か月児健診継続相談	1歳6か月児健康診査の結果等で、経過観察が必要とされた幼児の発育・発達を促し、保護者の育児不安の解消を図るため、臨床心理士等による個別相談を実施しています。	相談者の抱える多種多様な問題に対応し、きめ細かな指導ができるよう相談体制の充実に努めます。	中央保健センター

15	ことばの相談	1歳6か月児健康診査の結果等で、言語に関して経過観察・指導が必要とされた幼児と保護者に対して、言語聴覚士が個別に指導・助言を行っています。 スタッフ：言語聴覚士、保健師	相談者に対しきめ細かな指導ができるよう相談体制の充実を図ります。	中央保健センター
16	親子教室	1歳6か月児健診継続相談の結果等で、集団指導が適切とされた幼児の発達を促し、保護者の育児不安を解消するため、遊びを中心とした集団指導を実施しています。 スタッフ：保健師、保育士	必要に応じて、他の療育指導や専門機関等へ結びつけられるよう指導体制の充実に努めます。	中央保健センター
17	乳幼児発達相談 (P43再掲)	乳幼児健康診査の結果、経過観察が必要とされた乳幼児及び発育、発達が心配な乳幼児とその保護者に対し、小児科医または理学療法士による、発育・発達を促すための助言・指導を実施しています。	継続して事業の充実を図ります。	中央保健センター

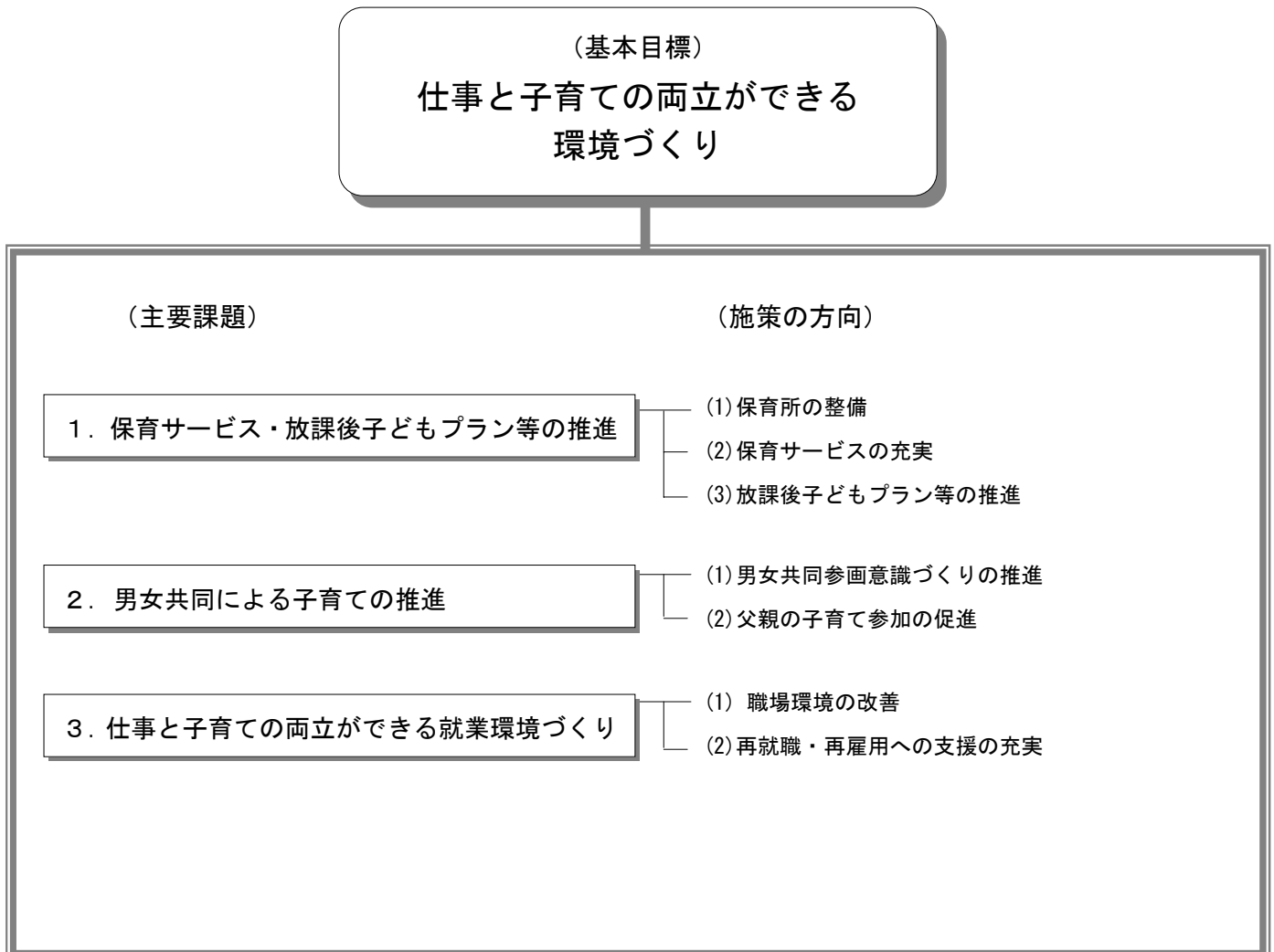
(3) 要保護児童等に関する対策の推進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	久喜市要保護児童対策地域協議会	児童虐待などによる要保護児童等の適切な保護を図るため、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行っています。	協議会を構成する関係機関と連携を深め、情報の共有等により、児童虐待の防止と適切な対応に努めます。	子育て支援課
2	要保護児童等の相談支援	虐待の被害を受けた子どもの早期発見と早期対応を行うとともに、虐待予防の視点をもって乳幼児や保護者の相談支援を行っています。	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 中央保健センター
3	児童虐待防止等の啓発	児童虐待の防止及び早期発見を図るため、児童虐待問題及び通告制度について、広報への掲載やリーフレットの配布等により啓発に努めています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
4	女性及び児童保護相談	女性や児童の保護に関する相談に応じ、関係機関と連携して適切な保護を行っています。	関係機関と連携し、継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課

5	母子訪問指導 (P48再掲)	妊産婦・新生児・乳幼児とその保護者、乳幼児健康診査の未受診者等を対象に、家庭訪問による指導を実施しています。新生児・乳児への訪問については、「乳児家庭全戸訪問事業」(こんにちは赤ちゃん事業)と併せて実施しています。	対象家庭への訪問指導により、母子の健康の保持・増進、虐待予防、育児支援体制を推進します。	中央保健センター
6	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。	対象家庭への訪問指導により、関係機関と連携し養育を支援します。	子育て支援課
7	里親制度の普及・啓発	家庭環境にめぐまれない児童を養育する里親制度の普及・啓発に努めています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課

第2章 仕事と子育ての両立ができる環境づくり

【施策の体系】



第1節 保育サービス・放課後子どもプラン等の推進

【施策の方向】

(1) 保育所の整備

- 施設の老朽化と多様な保育ニーズに対応するため、建替えも視野に入れた施設改修が必要となっており、財政状況と今後の保育所運営のあり方も考慮した新たな保育所整備計画を策定します。

(2) 保育サービスの充実

- 就労形態の多様化や通勤時間の長時間化に対応した、延長保育の充実を図ります。
- 保護者の急病や断続的就労、育児疲れの解消のための緊急一時的な保育として、一時預かりの充実を図ります。
- 市内の保育所等に通所している病気の回復期にある子どもを預かる病後児保育を推進します。
- 延長保育や休日保育、一時預かりを実施する私立保育所との連携を図ります。
- 国庫補助金、県補助金制度を活用し、民間保育サービスの質の向上をめざします。

(3) 放課後子どもプラン※等の推進

- 昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童等を対象とする放課後児童健全育成事業の推進を図ります。
- 放課後や週末等に安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室推進事業の推進を図ります。
- 特別支援学校に通学する市内在住の児童の、放課後における健全育成事業を実施する児童クラブに対して支援を行います。
- 放課後児童の安全を確保すると共に、児童健全育成の拠点として、児童館・児童センターの充実を図ります。

※放課後子どもプラン＝放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業を合わせた総称です。

(1) 保育所の整備

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	保育所施設整備事業 (P44再掲)	施設の老朽化と多様な保育ニーズに対応するため、建替えも視野に入れた施設改修が必要となっており、財政状況と今後の保育所運営のあり方も考慮した新たな保育所整備計画を策定します。	新たな保育所整備計画を策定します。	保育課

(2) 保育サービスの充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	市立保育所運営事業	就学前の児童を保育すべき保護者が就労・疾病等により、保育することが困難な場合、保護者にかわって児童を保育し、子育てをしている家庭を支援しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
2	私立保育所委託事業	市内にある私立保育所11箇所に対し、保育所の運営が健全に行われるよう児童数や定員数に応じて運営費を負担し、保育を委託しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
3	管外保育所委託事業	保護者の勤務先の都合等で市外の保育所への通所を希望する場合、希望する市外の保育所へ運営費を負担し、保育を委託しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
4	家庭保育室委託事業	比較的需要の多い低年齢児(0・1・2歳児)保育の推進を図るため、これらの乳幼児の保育を家庭保育室に委託しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
5	延長保育	就労形態の多様化や通勤時間の長時間化に伴い、保育時間の延長を行っています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
6	市立保育所における乳児保育事業	市立保育所では、生後6ヶ月からの乳児保育を1か所で実施しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
7	一時預かり事業 (P46再掲)	保護者の急病や断続的・就労、育児疲れ解消のため、緊急一時的に家庭で保育ができない児童の保育を行う事業で、現在市内保育所6か所で実施しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課

8	休日保育事業 (P46再掲)	日曜・祝日に保護者の就労等で保育に欠ける児童を保育所にて保育する事業で、現在市内保育所2か所で実施しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
9	病後児保育(施設型)事業 (P46再掲)	市内保育所等に通所中の児童が病気の回復期にあるため、集団保育が困難な期間、当該児童を保育所に付設された専用スペースにおいて一時的に保育する事業で、現在市内保育所1か所で実施しています。	事業の推進に努めます。	保育課
10	広域的保育利用事業	近隣に入所可能な保育所が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い駅前等の場所にあるこども送迎センターを中心に、送迎バス等により児童の送迎する事業で、現在市内保育所1か所で実施しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課

(3) 放課後子どもプラン等の推進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う放課後児童クラブを設置し児童の健全育成の向上を図っています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課
2	放課後子ども教室推進事業(ゆうゆうプラザ)	すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。	継続して事業の推進に努めます。	生涯学習課
3	特別支援学校放課後児童対策事業 (P55再掲)	特別支援学校に通学する市内在住の児童の放課後の健全育成を図るため、特別支援学校放課後児童対策事業を実施する放課後児童クラブに対し、借地・借家料及び指導員人件費等の補助金を交付しています。	継続して事業の推進に努めます。	保育課

4	児童館・児童センター 活動事業 (P44再掲)	遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、創作事業や伝承遊び事業などの活動の展開をしています。	児童館・児童センターの 利用の一層の促進を図る ため、事業内容の充実に努 めます。	子育て支援課 (児童センタ ー・鷺宮児童 館) しょうぶ会館
---	-------------------------------	---	--	--

第2節 男女共同による子育ての推進

【施策の方向】

(1) 男女共同参画意識づくりの推進

- 男女がお互いを一人の人間として尊重し、個性を認め合い、家庭においても男女共同参画意識づくりを進めます。

(2) 父親の子育て参加の促進

- 父親が子育てに参加しやすいような職場の環境づくりを支援していきます。
- 父親が育児の知識や技術を身につけられるような機会を積極的に提供していきます。

(1) 男女共同参画意識づくりの推進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	男女共同参画講座	男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催しています。	男女共同参画に関するさまざまな講座を開催し、男女共同参画意識の普及・定着化を図ります。	人権推進課
2	男性に対する啓発の推進	男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した講座の開催や男性向け啓発パンフレットの作成などの取り組みを進めます。	事業内容の充実を図り、男性の参加を促進します。	人権推進課
3	情報紙発行业	男女共同参画に関する情報提供を行うため、情報紙を発行しています。	男女共同参画に関するさまざまな情報提供を図ります。	人権推進課
4	啓発冊子発行业	男女共同参画に関する情報提供の一環として、啓発冊子を発行しています。	対象者を絞った啓発冊子を発行し、事業内容の充実を図ります。	人権推進課
5	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発活動 (P49再掲)	妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことができるよう、啓発活動を行っています。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する考え方について広く周知を図ります。	人権推進課

(2) 父親の子育て参加の促進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	お父さんといっしょ	リズム遊びなどを通して、お父さんが子どもとのふれあいを楽しみ、子育てに関心を持ち参加できるように実施しています。	事業内容の充実を図り、父親の参加を促進します。	子育て支援課 (児童センター)
2	ママ・パパ教室 (P48再掲)	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及、父親の育児に対する関心や意識の啓発を図るとともに、産後も交流できる仲間づくりの場を提供しています。	事業内容の充実を図り、父親の参加を促進します。	中央保健センター
3	父子健康手帳の交付	父親としての自覚を促し（父親意識の育成）、出産前の早い時期から、父親の子育て参加の促進を図ることを目的に、母子健康手帳交付者の中で、初妊婦を対象に「父子健康手帳」を併せて交付しています。	母子健康手帳交付時に「父子健康手帳」を父親に活用してもらうように勧め、父親意識の育成を図ります。	中央保健センター

第3節 仕事と子育ての両立ができる就業環境づくり

【施策の方向】

(1) 職場環境の改善

- 仕事と子育ての両立がしやすい就業環境づくりを促進します。
- 企業に対して育児・介護休業制度の普及・定着を促進するとともに、育児休業制度等の市民周知に努めます。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発に努めます。

(2) 再就職・再雇用への支援の充実

- 企業に対して、再雇用制度の普及・定着を促進します。
- 女性に対する職業相談体制の充実、再就職・起業の支援に努めます。

(1) 職場環境の改善

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	育児休業及び介護休暇制度等の普及と活用促進	仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業制度及び介護休暇等の周知と普及を行っています。	育児休業制度及び介護休暇等についての周知と制度の普及に努めます。	人権推進課
2	事業所を対象とした男女共同参画アンケート	事業所での女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援に関するアンケートを実施しています。	継続的に実施します。	人権推進課
3	「仕事と生活の調和」の啓発	企業や市民に対して、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の啓発に努めています。	市の広報やホームページなどにおいて啓発に努めます。	子育て支援課

(2) 再就職・再雇用への支援の充実

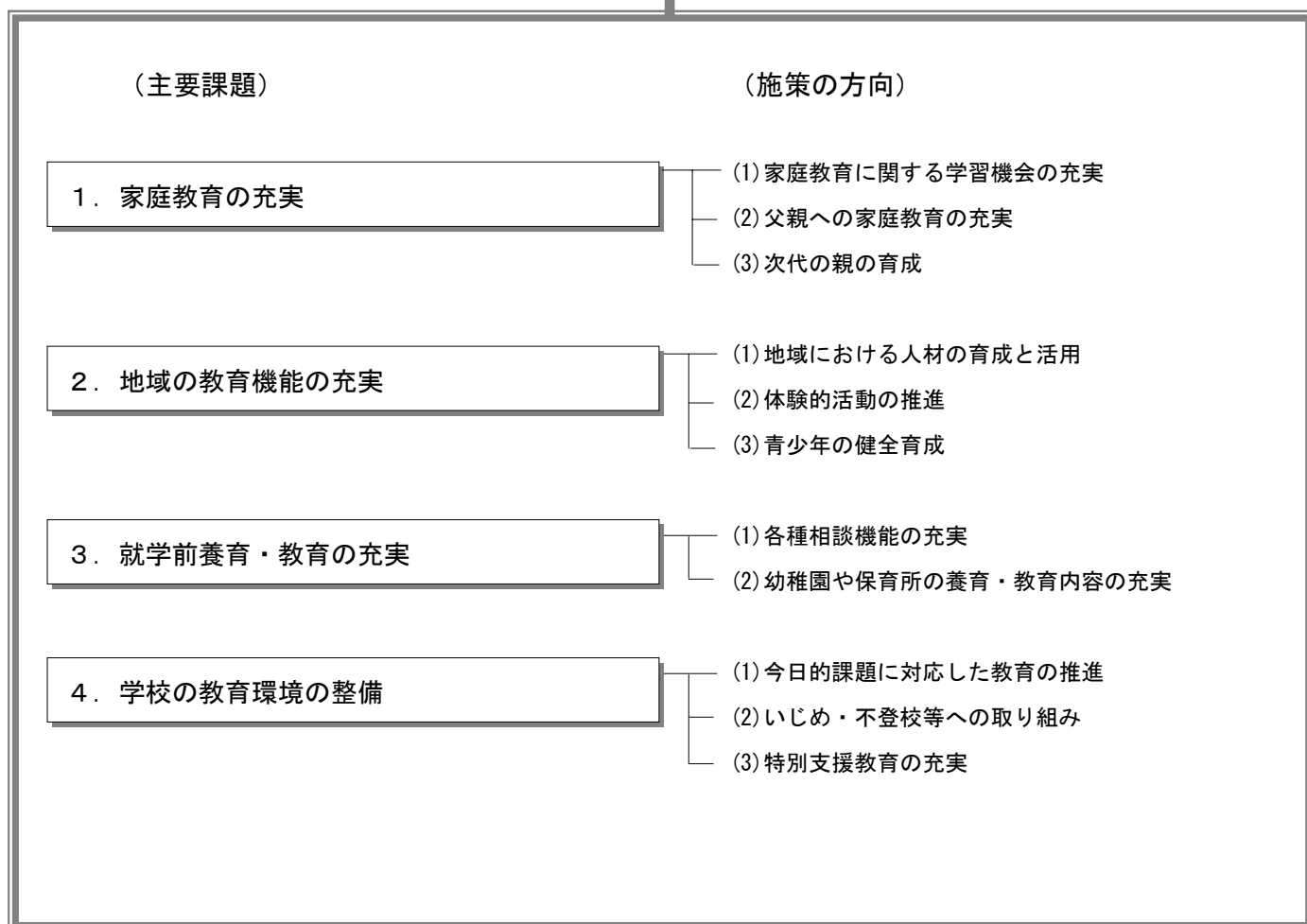
番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	女性の再就職支援事業	再就職を希望する女性を支援するため、講座開催やWith You さいたま等で開催される講座等について、市のホームページによる周知や市内公共施設にチラシを配架するなどして周知を図り、再就職支援事業を行っています。	再就職支援に関する情報提供など事業の充実を図ります。	人権推進課

2	職業相談の活用促進	内職相談及び久喜市ふるさとハローワークの積極的な活用を促進し、就業機会の確保に努めています。	事業の推進に努めます。	商工観光課
3	女性の起業支援事業	女性の起業を支援するため、新しい就労形態に関する情報提供を行うなど、起業支援事業を行っています。	起業や新しい就労形態に関する情報提供など事業内容の充実に努めます。	人権推進課

第3章 子どもの健やかな成長のための教育・学習環境づくり

【施策の体系】

(基本目標)
子どもの健やかな成長のための
教育・学習環境づくり



第1節 家庭教育の充実

【施策の方向】

(1) 家庭教育に関する学習機会の充実

- 親が子どもを育てることの社会的意義を学ぶとともに、子育てに関する知識や技術を身につけることができるよう、各種講座を開催する等、学習機会の提供に努めます。
- 家庭教育に関する情報提供に努めます。

(2) 父親への家庭教育の充実

- 父親が子育てに参加することの重要性について、意識啓発に努めます。
- 父親が育児についての知識や技術を学ぶ機会の提供に努めます。

(3) 次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進します。
- 思春期の児童・生徒に、乳幼児とのふれあい体験などの機会を確保し、次代の親の育成支援に努めます。

(1) 家庭教育に関する学習機会の充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	ママ・パパ教室 (P48再掲)	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及、父親の育児に対する関心や意識の啓発を図るとともに、産後も交流できる仲間づくりの場を提供しています。	事業内容の充実を図り、父親の参加を促進します。	中央保健センター
2	親子ですすめるあいさつ運動	あいさつをとおして親子のふれあいを深め、家庭や地域との連携を図っています。 ・生徒指導連絡協議会との連携 ・PTA常任委員会との連携	継続して事業の推進に努めます。	指導課
3	家庭教育セミナー事業	新入学児童の保護者を対象に、家庭の教育力の向上を図ることを目的に、就学時の健康診断時等の機会を活用し、子育て講座を開催しています。	継続して事業の推進に努めます。	生涯学習課

(2) 父親への家庭教育の充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	お父さんといっしょ (P64再掲)	リズム遊びなどを通して、お父さんが子どもとのふれあいを楽しみ、子育てに関心を持ち参加できるよう実施しています。	事業内容の充実を図り、父親の参加を促進します。	子育て支援課 (児童センター)
2	ママ・パパ教室 (P48再掲)	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及、父親の育児に対する関心や意識の啓発を図るとともに、産後も交流できる仲間づくりの場を提供しています。	事業内容の充実を図り、父親の参加を促進します。	中央保健センター

(3) 次代の親の育成

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	青少年の性に関する情報提供 (P50再掲)	青少年の性に関する情報を提供しています。	青少年の性と人権尊重に関する意識を高めるための情報提供を行います。	人権推進課
2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発活動 (P49再掲)	妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことができるよう、啓発活動を行っています。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する考え方について広く周知を図ります。	人権推進課
3	男女共同参画講座 (P63再掲)	男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催しています。	男女共同参画に関するさまざまな講座を開催し、男女共同参画意識の普及・定着化を図ります。	人権推進課
4	情報紙発行事業 (P63再掲)	男女共同参画に関する情報提供を行うため、情報紙を発行しています。	男女共同参画に関するさまざまな情報提供を図ります。	人権推進課
5	乳幼児とのふれあい体験の実施	思春期の児童・生徒に、乳幼児とのふれあい体験の場を提供します。	継続して事業の推進に努めます。	指導課

第2節 地域の教育機能の充実

【施策の方向】

(1) 地域における人材の育成と活用

- 生涯学習人材バンク、男女共同参画リストへの人材登用を図るとともに、その人材を活用した地域における生涯学習やボランティア活動などを促進します。

(2) 体験的活動の推進

- 子どもたちに本の世界の楽しさを教え、子どもと本との豊かな結びつきをめざします。
- 図書館や公民館の事業を通じて、体験的な学習の場の提供を行います。
- 文化・芸術に対する鋭い感性と逞しい創造力を養うため、芸術鑑賞の機会を提供します。
- 子どもが自然の大切さを実感できるよう、自然とふれあう機会を提供するとともに、環境問題への意識の高揚に努めます。
- 子どもたちの健全育成を図る地域活動に対する支援を行います。

(3) 青少年の健全育成

- 男女が協力して家庭を築くことや人権擁護に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進します。
- 少年非行等の問題を抱える児童への対応については、家庭、学校、地域、警察等が連携し、地域ぐるみでの支援に取り組みます。

(1) 地域における人材の育成と活用

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	生涯学習人材バンク	生涯学習社会を推進するため、特技や資格、豊かな経験等を持っている人材の発掘と活用を促進しています。	多様な学習活動を支援できる貴重な体験や優れた技能、豊かな知識の持ち主を発掘し、生涯学習人材バンクの登録者の増加を図るとともにその活用にも努めます。	生涯学習課
2	男女共同参画人材リスト	市の審議会等への女性委員の登用促進と、市民や団体の方に能力・技術の提供を図るため、男女共同参画人材リストを作成しています。	・男女共同参画人材リストの活用を図るため、庁内各所属所に活用を促すとともに、市内公共施設に公開	人権推進課

			<p>用人材リストを設置し、広く市民に周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属所において審議会等委員選任時や市主催の講演会・講座等の講師選定時に積極的な活用を推進します。 	
3	母子愛育会地域活動事業の支援・育成 (P46再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子愛育会が活発に地域で育児支援事業や訪問活動事業を実施し、保健事業と連携を図ることができるよう支援しています。 ・母子愛育会活動に必要な知識や技術の習得ができるよう支援しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の周知を図るとともに、各事業を円滑に実施できるよう活動支援を行います。 ・活動に必要な知識や技術が習得できるよう育成・支援を行います。 	中央保健センター
4	食生活改善推進員（ヘルスマイト）の活動支援と育成 (P49再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・「親子クッキング」等の自主事業をはじめ、保健事業への協力等、食生活改善推進員が実施する食育等に関する活動の支援をしています。 ・「ヘルスマイト養成講座」への参加を促進し、食生活改善推進員（ヘルスマイト）の育成を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の周知を図り、事業参加者の増加を図るとともに、会員への研修や隔年で開講する「ヘルスマイト養成講座」への市民参加を促し、会の育成に努めます。 	中央保健センター

(2) 体験的活動の推進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	おすすめ絵本リストの配布及びおひざにだっこのおはなし会	保健センターで行われる4か月児健康診査時に、おすすめ絵本リストの配布及びおはなし会を実施しています。	図書館ボランティアの協力を得ながら、事業を継続・推進します。	中央図書館
2	おやおはなし会	0歳～2歳までの乳幼児、その保護者を対象に、乳幼児向けおすすめ絵本の読み聞かせや紹介を毎月第1・3土曜日に実施しています。	図書館ボランティアの協力を得ながら、事業を継続・推進します。	中央図書館
3	ワクワクおはなし・わらべうたの会	0歳児からの乳幼児、またその保護者を対象に、絵本の読み聞かせや指あそび、わらべうたをうたうなどの催しを毎月第2土曜日に実施しています。	図書館ボランティアの協力を得ながら、事業を継続・推進します。	中央図書館
4	えほんの会	3・4歳児を対象に、基本的な絵本や紙芝居などを使用した読み聞かせを毎月第1・3土曜日に実施しています。	図書館ボランティアの協力を得ながら、事業を継続・推進します。	中央図書館
5	子ども映画会	子ども向けの名作アニメを毎月第3土曜日に上映しています。	事業の推進に努めます。	中央図書館

6	子ども一日図書館員	図書館に対する関心を高めるとともに図書館利用の促進を図るため、図書の貸出し・返却などの図書館業務の一部を体験してもらう事業を実施しています。	事業の推進に努めます。	中央図書館
7	夏休み子ども科学遊び	図書館及び図書館資料の利用促進を図るため、科学のおもしろさを理解する一助となるような簡単な実験・実技を行っています。	事業の推進に努めます。	中央図書館
8	夏休み子ども相談室	図書館及び図書館資料の利用促進を図るため、小学生の自由研究などの相談について、小学校の先生による図書館資料を活用した相談業務を行っています。	事業を継続的に実施します。また、できるだけ様々な方法を利用して事業の周知に努めます。	中央図書館
9	名曲と朗読の集い	図書館利用の促進を図るため、室内楽の生演奏と名作の朗読及び絵本の読み聞かせを組み合わせた集いを実施しています。	事業の推進に努めます。	中央図書館
10	学校訪問おはなし会	図書館職員が小学校に出向き、絵本の読み聞かせを行っています。	事業実施に当たっては、学校の希望日時に配慮した計画をたて事業を実施します。	中央図書館
11	学校訪問ブックトーク	図書館職員が小学校に出向き、テーマに沿った本を選び紹介しています。	事業実施に当たっては、学校の希望日時に配慮した計画をたて事業を実施します。	中央図書館
12	ブックスタート事業	保健センターで実施している4か月児健康診査時にどのように絵本を楽しんだらよいか等を説明しながらおすすめ絵本のリストと絵本を保護者に提供しています。	関係機関等と連携し、事業の推進に努めます。	中央図書館
13	公民館事業	公民館事業を通して子どもたちに各種の学習や体験の機会を提供するとともに、親子のふれあいや地域との交流を深めています。	地域や学校と連携して、子どもや親子対象の事業を継続して実施していきます。	中央公民館
14	催馬楽神楽によるふるさと事業	国指定重要無形民俗文化財鷺宮催馬楽神楽の後継者の育成として、神楽伝承教室の開催や鷺宮中学校郷土芸能部に後継者育成事業補助金を交付しています。また、全国の神楽の資料やビデオ等を公開しています。	継続して事業の推進に努めます。	文化財保護課
15	こどもエコクラブの活動支援	国や県と連携し、子供たちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行なうことができるよう、こどもエコクラブの登録・連絡調整・情報提供などを行っています。	継続してこどもエコクラブへの活動支援や、参加促進を図ります。	環境管理課

16	こども自然観察会	次世代を担う児童を対象として、広く人と自然との共生と自然の大切さを学習するため、専門家を講師に、観察会を実施しています。	自然環境への関心と理解を深めるため、継続実施します。	環境管理課
17	子ども会の育成	地域の子どもたちの健全育成を図るため、子ども会育成連絡協議会の活動を支援しています。	継続して協議会の活動を支援していきます。	生涯学習課
18	人権尊重関連事業	お互いの人格を尊重し、平和で暮らしやすい郷土の建設を目指して、小・中学生による人権作文の発表や人権講演会等を開催しています。	継続して実施していきます。	人権推進課

(3) 青少年の健全育成

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	青少年の性に関する情報提供 (P50再掲)	青少年の性に関する情報を提供しています。	青少年の性と人権尊重に関する意識を高めるための情報提供を行います。	人権推進課
2	男女共同参画講座 (P63再掲)	男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催しています。	男女共同参画に関するさまざまな講座を開催し、男女共同参画意識の普及・定着化を図ります。	人権推進課
3	青少年健全育成推進講演会	青少年の健全育成活動を推進するため、市民を対象に情報の提供や学習の機会を提供しています。	久喜市と青少年育成団体等との共催で講演会を年1回、開催します。	くらし安全課
4	青少年育成久喜市民会議の支援・育成	広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を推進することを目的に、各青少年関係団体、青少年の育成指導者によって組織された、青少年育成久喜市民会議の活動を支援しています。	継続して支援を行います。	くらし安全課
5	青少年の集い サマーキャンプ	野外活動を通して、集団活動をする中でお互いの理解を得、仲間づくりを図ることを目的に実施しています。	青少年に同世代間、異世代間を問わず、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して行われる仲間づくりやふれあいの集いの促進を図っていきます。	くらし安全課
6	久喜市青少年相談員協議会の支援・育成	子どもとふれあいながら、青少年の健全育成活動を行う、青少年相談員の活動を支援しています。	学校等の関係機関とも連携を強化し、引き続き支援を図ります。	くらし安全課
7	久喜市青少年団体連絡協議会の支援・育成	青少年を健全育成する団体間の連絡・連携を促進することによって、より効果的な青少年健全育成を図るために設置された、久喜市青少年団体連絡協議会の活動を支援しています。	久喜市青少年団体連絡協議会に対する支援を行います。	くらし安全課

8	埼玉県青少年健全育成 条例普及啓発活動	青少年育成推進員による書店やコ ンビニエンスストア等に対し、有害 図書等の区分陳列・表示について普 及啓発を行っています。	普及・啓発活動を継続し て推進します。	くらし安全課
9	スポーツ少年団の育成	スポーツを通じて、青少年の健全 な心身の育成を図る組織を地域社会 の中に育てることを目的とし、それ ぞれの地域で指導者のもとスポーツ 活動が行われています。	組織の拡大、団員数の増 加を目指すとともに、優秀 な指導者の育成を図りま す。	生涯学習課

第3節 就学前養育・教育の充実

【施策の方向】

(1) 各種相談機能の充実

- 保護者の子育ての悩みや不安を解消するため、子育て支援施設等での相談機能を整備・充実していきます。

(2) 幼稚園や保育所の養育・教育内容の充実

- 幼稚園、保育所及び小学校との連携を図り、幼児教育の充実を図ります。
- 幼児の個性や発達段階に応じた的確な指導が行われるように、教員や保育士の資質と能力の向上に努めます。

(1) 各種相談機能の充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	家庭児童相談室 (P43再掲)	少子化、核家族化等の進行により、家庭における児童養育機能の低下や種々複雑な問題が発生していることに対応し、人間関係の健全化及び児童養育の適正化等に向けて、市民の相談に応じ、必要な指導を行っています。	相談や指導を行うにあたり、関係機関と連携し、継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
2	子育て支援施設での子育て相談 (P43再掲)	地域子育て支援センター、つどいの広場、保育所、児童センター、児童館で子育てに関する相談を行っています。	関係する機関と連携を図り、継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課 保育課

(2) 幼稚園や保育園の養育・教育内容の充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	幼保一体化の促進	現行制度の中で、幼稚園と保育所に通う子どもたちを同じ就学前教育を受ける子どもとして捉えなおし、幼稚園と保育所の一貫した「幼児教育カリキュラム」を作成し、一体的に保育を行っています。	幼保一体化の取り組みを促進します。	幼稚園 保育課
2	幼稚園教育の研究	「生涯にわたる人格形成の基礎を培う」ことを基本とし、心身ともに健やかな子どもの育成を目指しています。	園内研修の充実に努め、幼児の教育の充実を図ります。	幼稚園

第4節 学校の教育環境の整備

【施策の方向】

(1) 今日の課題に対応した教育の推進

- 新しい学習指導要領の趣旨を生かして、確かな学力の向上と豊かな心を育む教育を推進します。
- 社会の国際化や情報化に対応できるよう、国際感覚を養うとともに、各種情報手段を有効に活用できるよう、国際理解教育や情報教育を推進します。
- 高齢者や障がい者などを思いやる心を培う福祉教育やボランティア活動等の体験学習をとおして、子どもの情操性を高める教育を推進します。

(2) いじめ・不登校等への取り組み

- いじめや不登校などの問題の発見、解決に向けて、学校、地域、家庭が緊密な連携をとりながら取り組んでいきます。
- いじめや不登校に関する相談体制を充実させていきます。

(3) 特別支援教育の充実

- 障がいのある児童生徒が、障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けられるよう教育環境の充実を図ります。
- 障がいのある児童生徒が利用しやすい学校となるよう、学校施設の整備・充実を図ります。

(1) 今日の課題に対応した教育の推進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	研究委嘱事業	教育の今日的課題に対応しながら一人ひとりの児童生徒の「生きる力」をはぐくむ教育を推進しています。	研究成果をもとに市内全小中学校において実践化を図るとともに、継続的に研究を進めます。	指導課
2	小中学校コンピュータ整備事業	小中学校のコンピュータ整備については、文部科学省の整備計画に基づき推進しています。全ての学校のあらゆる授業において教員及び児童生徒がコンピュータを活用できるよう環境の整備を図っています。	事業内容の充実を図ります。	指導課

3	外国人英語指導助手 小・中学校派遣事業	外国人による外国語指導助手を中央幼稚園及び市立小・中学校に派遣し、英語活動・英語教育の充実を図っています。	今後も、継続して実施し、生きた英語に触れるとともに、異文化に対する意識及び国際理解への関心を高めていきます。	指導課
4	体験学習	社会福祉協議会の協力により、車椅子や手話などの体験をすることにより、高齢者や障がい者を思いやる心の育成に努めています。	教育計画の中に位置付け、意図的、計画的に取り組み、事業内容の充実を図ります。	指導課

(2) いじめ・不登校等への取り組み

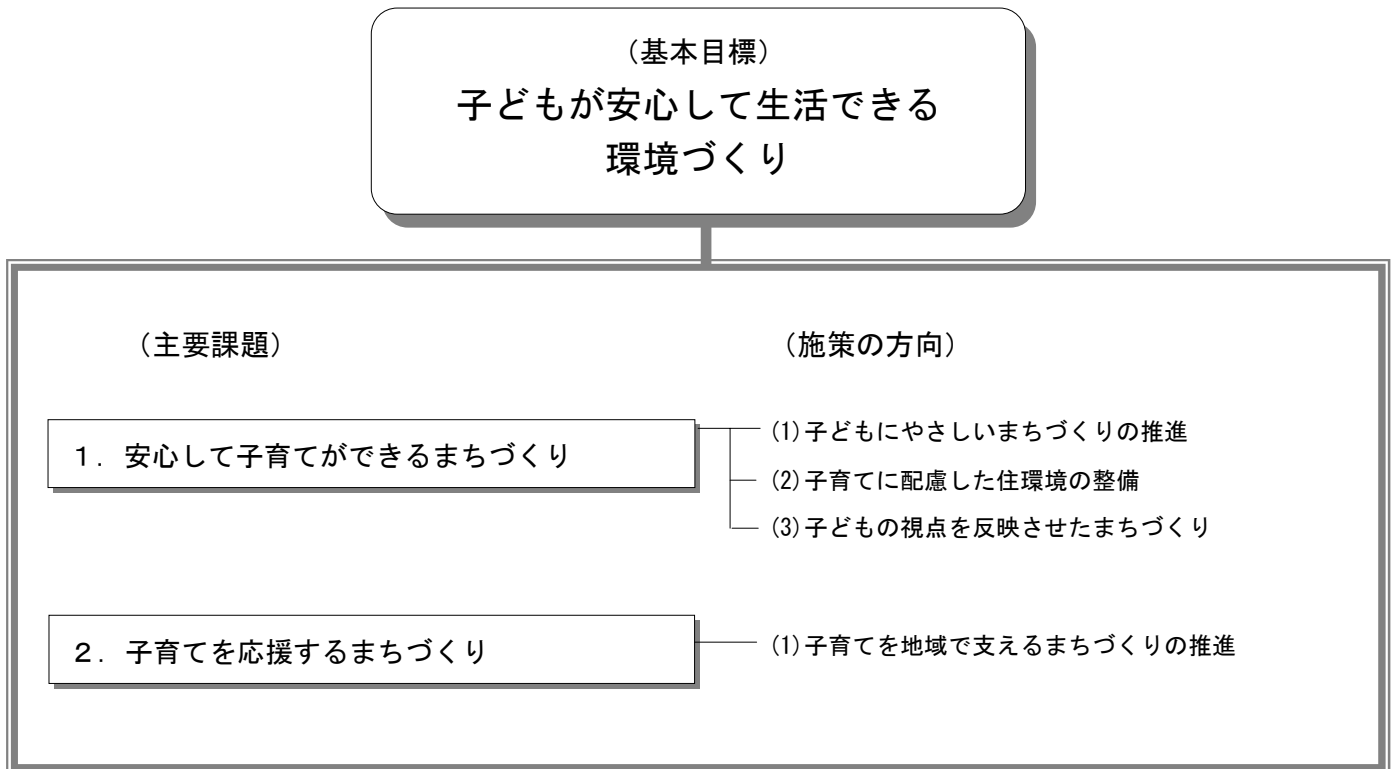
番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	教育相談事業 (P43再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じています。 適応指導教室において、不登校児童生徒・保護者へ支援を行っています。 久喜市教育相談室の面接相談において、学校生活や性格・行動について等、保護者の子どもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じています。 	他の教育機関との連携を強化し、事業の充実を図っていきます。	指導課
2	教育相談中級研修会	学校カウンセリング中級の資格取得に向けた研修を行っています。	教育相談に関する研修を継続的に実施していきます。	指導課
3	いじめ対策委員会	各学校のいじめ対策委員会（生徒指導委員会）を中心に全校的な対応を行っています。	いじめの早期発見と早期対応を、一層図っていきます。	指導課

(3) 特別支援教育の充実

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	障がい児の適正な就学支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援委員会を設置し、障がいの特性に応じた適正な就学に係る教育的支援を行っています。 通級指導教室「ことばの教室」「情緒の教室」を設置し、通常学級に在籍する児童の障がいに応じた指導を行っています。 	一人ひとりの障がいの特性に応じた就学支援を推進します。	指導課
2	学校いきいき支援事業	通常学級に在籍するLD(学習障害)やADHD(注意欠陥多動障害)等、発達障害等の特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりが生き生きと学校生活を送れるよう支援しています。	各種研修を充実し、さらにきめ細かな支援の充実を図ります。	指導課

第4章 子どもが安心して生活できる環境づくり

【施策の体系】



第1節 安心して子育てができるまちづくり

【施策の方向】

(1) 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 子どもや子ども連れの人安心して通行できるよう、歩道を広げ、段差を解消するなど道路空間の整備を図ります。
- 子どもや子ども連れの人利用に配慮して、公共施設の整備・充実を図ります。
- 子ども等を交通事故から守るため、各種対策を推進します。
- 子どもがのびのびと遊ぶことのできる公園・児童遊園の整備・充実を図ります。

(2) 子育てに配慮した住環境の整備

- 子どもがのびのびと生活し、家族みんなが、ゆとりと豊かさを感じられる住環境の整備を進めます。

(3) 子どもの視点を反映させたまちづくり

- 子どもの意見を大切にする社会をめざし、子どもたちの意見発表の場づくりに努めるとともに、子どもが大人とともにまちづくりに参加する環境の整備を進めます。

(1) 子どもにやさしいまちづくりの推進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	歩道のバリアフリー化の推進	段差の解消など、歩道のバリアフリー化を推進しています。また、電線類の地中化等による歩行環境の改善を図っています。	すべての市民が安心して利用できる、ひとにやさしい道づくりを進めます。	道路河川課 都市整備課
2	J R久喜駅バリアフリー化の促進	交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図るため、エレベーターや身体障害者用トイレ等を設置する事業者に対し、補助金を交付しています。	平成22年度までに、J R久喜駅の構内にエレベーターや身体障害者用トイレ等を設置する事業者に対し助成を行い、バリアフリー化を促進します。	企画政策課
3	J R東鷲宮駅橋上化事業	J R東鷲宮駅について、駅東西の歩行者導線を改善し、利用者の利便性の向上を図るため、橋上化による駅舎の改築と自由通路を新設します。	継続して事業の推進に努めます。	都市整備課

4	公共建築物の整備	だれもが利用しやすい施設になるよう配慮した設計を行っています。	引き続き子どもに配慮した施設の設計に努めます。	営繕課
5	交通安全思想の普及	幼児及び児童に対する交通安全教育を通し、交通安全の決まりを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけさせるため、幼稚園、保育所、学校との連携、協力を図りながら、未来の交通社会人の育成に努めています。	交通安全思想の普及を推進します。	くらし安全課
6	道路交通環境の整備	子どもや子ども連れの方の安全を確保し、快適な道路空間を創出するため、カーブミラーや道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理の充実に努めています。また、交通事故防止のため、放置自転車対策を推進しています。	道路交通環境の整備を推進します。	くらし安全課 道路河川課
7	被害者救済対策の充実	交通事故被害者の経済的な負担を軽減するため、交通災害共済への加入を促進するとともに、交通事故に関する様々な問題に対応するため、交通事故相談業務の充実や活用促進に努めています。	被害者救済対策の充実に努めます。	くらし安全課
8	公園、児童遊園の整備	子どもや子ども連れの人たちが安心してくつろげる憩いの場の提供など、住環境の向上に努めています。	継続して事業を推進します。	都市整備課
9	子どもの視点や男女共同参画の視点に立った公共施設の整備	子育て家庭の社会活動を支援するため、市が設置し又は管理する公共施設等を、子どもや男女共同参画の視点から整備・充実に努めています。	子どもの視点、男女共同参画の視点に立ち、子育てにやさしい公共施設の整備について働きかけます。	子育て支援課 人権推進課

(2) 子育てに配慮した住環境の整備

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	快適な住環境の整備	道路や公園等が十分整った快適な住環境を整備するため、地区の特性に応じた地区計画制度や建築協定等の手法を用いて、住宅地の質的な向上を図っています。	地区計画制度や建築協定等により快適な住環境の形成と維持に努めます。	都市計画課 開発建築課

(3) 子どもの視点を反映させたまちづくり

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	子ども議会	将来を担う子どもたちが模擬議会方式の体験をし、市行政及び議会への理解を深め、併せて学校生活における生徒（児童）会活動に活かしてもらうとともに、子どもたちの夢のある幅広い意見・要望などを市政に反映させるため子ども議会を開催しています。	引き続き実施を予定しています。	広報広聴課
2	人権尊重関連事業 (P73再掲)	お互いの人格を尊重し、平和で暮らしやすい郷土の建設を目指して、小・中学生による人権作文の発表や人権講演会等を開催しています。	継続して実施していきます。	人権推進課

第2節 子育てを応援するまちづくり

【施策の方向】

(1) 子育てを地域で支えるまちづくりの推進

- 子どもや子育て中の保護者が地域の中で安心して子育てや生活ができるよう、地域全体で温かく見守り、応援する気運の醸成に努めます。
- 市内の事業所や公共的施設の協力をいただきながら、パパ・ママ応援ショップ事業や赤ちゃんの駅の設置を推進し、地域が一体となって子育て家庭を支援します。
- 子ども等の安全を確保するための対策を地域の方や団体などに協力いただいて推進します。

(1) 子育てを地域で支えるまちづくりの推進

番号	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	パパ・ママ応援ショップ事業	中学生まで子ども又は妊娠中の方のいる家庭を対象に、協賛店舗等で商品割引などの優待が受けられる、パパ・ママ応援ショップカードを配布しています。	埼玉県と連携し、継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
2	「赤ちゃんの駅」設置	市内の公共施設や事業所に、オムツ交換や授乳をできる場所を設けて、地域ぐるみで子育てを応援しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
3	子育てサポーター育成事業	地域における子育て支援活動の充実を図るため、子育てサポーター養成講座を実施しています。	継続して事業の推進に努めます。	子育て支援課
4	スクールガード事業 (児童の登下校時の見守り)	県から委嘱されたスクールガードが、児童の登下校時の安全確保のために見守りを実施しています。	継続して事業の推進に努めます。	学務課
5	「こどもレディース110番の家」設置	子どもや女性の安全を確保するため、通学時等に体調が悪くなったり不審者に追いかけられたりした場合に助けを求められる「こどもレディース110番の家」を設置しています。	設置の拡大と有効活用を図ります。	くらし安全課
6	久喜市社会を明るくする運動	犯罪のない明るい社会を築くため設置された久喜市社会を明るくする運動実施委員会の活動を支援して、運動の促進に努めています。	講演会開催やこの運動の普及啓発などに取り組む久喜市社会を明るくする運動実施委員会に対し支援を行います。	くらし安全課

VII 計画における目標事業量

第1節 目標事業量の設定

次世代育成支援行動計画（後期計画）に盛り込む施策及び事業の目標設定にあたっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示すなど具体的な目標の設定が望ましいとされています。

本計画における保育サービス等の定量的目標設定については、将来推計人口と子育てに関するニーズ調査の結果を基に、「推計ニーズ量算出のためのワークシート」（厚生労働省配布）を用いて推計ニーズ量を算出し、市内の保育サービス等の供給基盤や本市の財政状況、利用状況等を踏まえて総合的に勘案したものを、保育サービス等の目標事業量として設定しました。

なお、目標事業量については、社会情勢等の変動により見直す場合があります。

目標事業量一覧

項目		平成21年度 目標事業量	平成21年度 実績見込	平成26年度 目標事業量
①通常保育事業（認可保育所）	人数	1,590人	1,515人	1,755人
	か所数	—	17か所	17か所
②特定保育事業	人数	—	—	10人
	か所数	—	—	1か所
③延長保育事業	人数	144人	110人	134人
	か所数	15か所	11か所	12か所
④夜間保育事業	人数	—	—	—
	か所数	—	—	—
⑤トワイライトステイ事業	人数	—	—	—
	か所数	—	—	—
⑥休日保育事業	人数	25人	2人	20人
	か所数	2か所	2か所	2か所
⑦病児・病後児保育事業	人数	4人	1人	9人
	か所数	1か所	1か所	2か所
⑧放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	人数	—	749人	964人
	か所数	17か所	21か所	22か所
⑨地域子育て支援拠点事業 （うち、センター型） （うち、ひろば型） （うち、子育てサロン型）	か所数	9か所 (7)	9か所 (7)	13か所 (10)
		(2)	(1)	(1)
		(0)	(1)	(2)
⑩一時預かり事業	人数	52人	58人	84人
	か所数	6か所	6か所	9か所
⑪ショートステイ事業	か所数	2か所	1か所	1か所
⑫ファミリー・サポート・センター事業	か所数	3か所	2か所	4か所

表 1 事業概要

施策・事業名	概要
通常保育事業	保護者が就労等のために、日中に家庭において十分に保育できない児童を認可保育所で保育する事業です。
特定保育事業	保護者の就労形態の多様化（パート就労等）に伴う保育需要の変化に対して、家庭での保育が困難な乳幼児を対象に週 2～3 日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業です。
延長保育事業	保護者の始業・終業時間や通勤等により、通常保育時間では対応できないため、保育時間の延長を行う事業です。
夜間保育事業	保護者の就労形態や就業時間の多様化に対応するため、午後 10 時（基本）まで保育を行う事業です。
トワイライトステイ事業	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う事業です。
休日保育事業	日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中に保育できない児童を認可保育所で保育する事業です。
病児・病後児保育事業	病中や病気回復期にある児童を保育所・病院等において保護者にかわって保育を行う事業です。
放課後児童健全育成事業	共働き家庭や母子・父子家庭など、放課後に家に帰っても保護者等がいない児童（主に小学 1～3 年生が対象）を預かり、適切な遊びと生活の場を与える事業です。
地域子育て支援拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。
一時預かり事業	普段家庭において児童を保育している保護者が、病気や家族の看護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する事業です。
ショートステイ事業	保護者が病気等により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1 週間程度）児童を養育・保護する事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	保育所までの送迎、保育終了後や外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けたい人（利用会員）と行いたい人（提供会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織のことで、会員間のコーディネート（紹介など）やサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

VIII 計画の推進

第1章 計画の推進状況の点検・公表

第1節 計画の推進状況の点検

次世代育成支援に関する施策は、「子育て支援課」「保育課」に留まらず、広範多岐にわたっています。各施策の推進状況については、全庁的な体制のもと、久喜市次世代育成支援対策庁内推進会議において毎年実施状況を把握し、点検を行うとともに、事業の優先度を調整し、今後の取り組みに生かします。

第2節 計画の推進状況の公表

各施策の推進状況に関する毎年度の点検状況を久喜市児童福祉審議会に報告するとともに、市の広報紙・ホームページ等を活用し、広く市民に公表していくことで、周知を図ります。

第2章 推進体制づくり

第1節 次世代育成支援に対する普及啓発の推進

本計画が、市民や事業所などに周知できるよう、さまざまな機会を捉え情報発信するとともに、子どもを生み育てる人や、これから子どもを生みたいと考える人を、地域全体で支援する環境づくりに向けての普及啓発を図ります。

第2節 関係機関等の連携とそれぞれの役割

すべての家庭に対する子育て支援を推進していくには、さまざまな立場の市民や関係団体の参画が必要です。市民一人ひとりが子育て支援について社会的関心を高め、行政、家庭、地域、企業がそれぞれの役割を果たしていくとともに、連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが必要です。

1 行政の役割

市の実情を踏まえて、家庭、学校、地域、企業と連携を図りながら、幅広い視点から総合的に少子化対策を推進します。

また、少子化対策の推進に係る環境の整備に努めます。

2 家庭の役割

家庭や子育てのあり方について理解を進め、親子のきずなを深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりに努め、しつけ、養育、家事、介護など、互いに助け合いながら、家族一人ひとりが責任を果たすことが期待されています。

3 学校の役割

専門的な知識や施設を利用して、子どもの健やかな成長をはぐくむ教育の充実に努めるとともに、地域社会と連携して役割を果たすことが期待されています。

4 地域の役割

子どもは次代を担う、かけがえのない宝であるとの認識のもと、地域ぐるみで子どもの成長や子育てを支援することが必要です。

各種の地域団体を中心にしながら、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開していくことが期待されます。

5 企業の役割

子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりのある働き方を保障する労働環境の整備を

進める必要があります。

また、地域社会の一員として、地域社会への貢献と参画をより一層進めることが期待されています。

IX 資料

目標事業量の地区別内訳

事業名	地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量	
		人数	か所数	人数	か所数	人数	か所数
①通常保育事業（認可保育所）	久喜地区	806人	9か所	719人	8か所	875人	9か所
	菖蒲地区	193人	—	169人	3か所	217人	3か所
	栗橋地区	207人	—	236人	2か所	272人	2か所
	鷺宮地区	384人	4か所	391人	4か所	391人	3か所
	合計	1,590人	—	1,515人	17か所	1,755人	17か所
事業名	地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量	
		人数	か所数	人数	か所数	人数	か所数
②特定保育事業	久喜地区	—	—	—	—	10人	1か所
	菖蒲地区	—	—	—	—	—	—
	栗橋地区	—	—	—	—	—	—
	鷺宮地区	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	10人	1か所
事業名	地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量	
		人数	か所数	人数	か所数	人数	か所数
③延長保育事業	久喜地区	60人	8か所	50人	4か所	60人	4か所
	菖蒲地区	40人	2か所	19人	3か所	20人	3か所
	栗橋地区	—	2か所	24人	2か所	24人	2か所
	鷺宮地区	44人	3か所	17人	2か所	30人	3か所
	合計	144人	15か所	110人	11か所	134人	12か所
事業名	地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量	
		人数	か所数	人数	か所数	人数	か所数
④夜間保育事業	久喜地区	—	—	—	—	—	—
	菖蒲地区	—	—	—	—	—	—
	栗橋地区	—	—	—	—	—	—
	鷺宮地区	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

事業名	地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量		
		人数	か所数	人数	か所数	人数	か所数	
⑤トワイライトステイ事業	久喜地区	—	—	—	—	—	—	
	菖蒲地区	—	—	—	—	—	—	
	栗橋地区	—	—	—	—	—	—	
	鷲宮地区	—	—	—	—	—	—	
	合計	—	—	—	—	—	—	
事業名	地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量		
		人数	か所数	人数	か所数	人数	か所数	
⑥休日保育事業	久喜地区	15人	1か所	1人	1か所	10人	1か所	
	菖蒲地区	—	—	—	—	—	—	
	栗橋地区	—	—	—	—	—	—	
	鷲宮地区	10人	1か所	1人	1か所	10人	1か所	
	合計	25人	2か所	2人	2か所	20人	2か所	
事業名	地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量		
		人数	か所数	人数	か所数	人数	か所数	
⑦病児・病後児 保育事業	病児対応型 病後児対応型	久喜地区	4人	1か所	0人	0か所	—	—
		菖蒲地区	—	—	—	—	—	—
		栗橋地区	—	—	—	—	—	—
		鷲宮地区	—	—	—	—	5人	1か所
		小計	4人	1か所	0人	0か所	5人	1か所
	市単独病後児対応型	久喜地区	—	—	1人	1か所	4人	1か所
		菖蒲地区	—	—	—	—	—	—
		栗橋地区	—	—	—	—	—	—
		鷲宮地区	—	—	—	—	—	—
		小計	—	—	1人	1か所	4人	1か所
合計		4人	1か所	1人	1か所	9人	2か所	
事業名	地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量		
		人数	か所数	人数	か所数	人数	か所数	
⑧放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	久喜地区	355人	7か所	357人	9か所	422人	10か所	
	菖蒲地区	100人	4か所	69人	4か所	120人	4か所	
	栗橋地区	—	3か所	158人	4か所	182人	4か所	
	鷲宮地区	120人	3か所	165人	4か所	240人	4か所	
	合計	—	17か所	749人	21か所	964人	22か所	

事業名		地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量	
			人数 又は日数	か所数	人数 又は日数	か所数	人数 又は日数	か所数
⑨地域子育て 支援拠点事業	センター型	久喜地区	—	3か所	—	4か所	—	4か所
		菖蒲地区	—	1か所	—	0か所	—	2か所
		栗橋地区	—	2か所	—	2か所	—	1か所
		鷺宮地区	—	1か所	—	1か所	—	3か所
		小計	—	7か所	—	7か所	—	10か所
	ひろば型	久喜地区	—	1か所	—	0か所	—	—
		菖蒲地区	—	1か所	—	1か所	—	—
		栗橋地区	—	—	—	—	—	1か所
		鷺宮地区	—	—	—	—	—	—
		小計	—	2か所	—	1か所	—	1か所
	子育てサロン型 (県単独補助事業)	久喜地区	—	—	—	1か所	—	2か所
		菖蒲地区	—	—	—	—	—	—
		栗橋地区	—	—	—	—	—	—
		鷺宮地区	—	—	—	—	—	—
小計		—	0か所	—	1か所	—	2か所	
合計		—	9か所	—	9か所	—	13か所	
事業名		地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量	
			人数	か所数	人数	か所数	人数	か所数
⑩一時預かり事業 (保育所型・地域密着Ⅰ型)	久喜地区	34人	4か所	28人	3か所	38人	4か所	
	菖蒲地区	3人	1か所	3人	1か所	6人	2か所	
	栗橋地区	—	—	17人	1か所	30人	2か所	
	鷺宮地区	15人	1か所	10人	1か所	10人	1か所	
	合計	52人	6か所	58人	6か所	84人	9か所	
事業名		地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量	
			人数 又は日数	か所数	人数 又は日数	か所数	人数 又は日数	か所数
⑪ショートステイ事業	久喜地区	年間12人	1か所	0人	1か所	—	1か所	
	菖蒲地区	定員1人	1か所	0人	0か所	—	0か所	
	栗橋地区	—	—	—	—	—	—	
	鷺宮地区	—	—	—	—	—	—	
	合計	—	2か所	0人	1か所	—	1か所	
事業名		地区名	平成21年度 目標事業量		平成21年度 見込み		平成26年度 目標事業量	
			人数 又は日数	か所数	人数 又は日数	か所数	人数 又は日数	か所数
⑫ファミリー・サポート・センター事業	久喜地区	371人	1か所	—	1か所	—	1か所	
	菖蒲地区	—	1か所	—	0か所	—	1か所	
	栗橋地区	—	1か所	—	1か所	—	1か所	
	鷺宮地区	—	—	—	—	—	1か所	
	合計	—	3か所	—	2か所	—	4か所	

児童数の推移の地区別内訳

久喜地区（各年4月1日現在）（単位：人）

		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
就学前児童数		3,725	3,646	3,496	3,345	3,194
	0 歳児	569	546	526	540	485
	1 歳児	645	577	574	554	549
	2 歳児	609	624	569	539	529
	3 歳児	639	598	607	541	528
	4 歳児	665	633	596	583	519
	5 歳児	598	668	624	588	584
小学生児童数		3,982	3,876	3,884	3,838	3,722
	6 歳児	661	588	671	616	574
	7 歳児	592	663	605	670	608
	8 歳児	679	593	670	598	669
	9 歳児	628	674	610	668	595
	10 歳児	731	629	683	611	667
	11 歳児	691	729	645	675	609
中学生児童数		2,215	2,178	2,158	2,085	2,065
	12 歳児	709	686	743	644	669
	13 歳児	786	707	696	747	644
	14 歳児	720	785	719	694	752
高校生児童数		2,420	2,344	2,305	2,251	2,209
	15 歳児	773	722	790	718	683
	16 歳児	855	771	730	797	731
	17 歳児	792	851	785	736	795
18 歳未満児童数の合計		12,342	12,044	11,843	11,519	11,190

菖蒲地区（各年4月1日現在）（単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
就学前児童数	846	830	787	740	747
0歳児	108	115	100	105	111
1歳児	143	123	119	109	114
2歳児	133	143	126	116	121
3歳児	158	135	145	127	121
4歳児	150	161	135	147	132
5歳児	154	153	162	136	148
小学生児童数	1,079	1,060	999	987	946
6歳児	144	161	153	161	138
7歳児	181	148	163	156	160
8歳児	178	177	148	165	158
9歳児	172	182	181	145	162
10歳児	221	170	183	179	147
11歳児	183	222	171	181	181
中学生児童数	648	590	605	567	563
12歳児	204	180	222	168	178
13歳児	207	202	180	219	168
14歳児	237	208	203	180	217
高校生児童数	712	701	662	643	583
15歳児	225	238	206	202	180
16歳児	244	221	237	204	200
17歳児	243	242	219	237	203
18歳未満児童数の合計	3,285	3,181	3,053	2,937	2,839

栗橋地区（各年4月1日現在）（単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
就学前児童数	1,374	1,348	1,386	1,366	1,343
0歳児	188	189	183	215	223
1歳児	218	200	217	195	217
2歳児	238	227	217	219	196
3歳児	248	248	248	230	221
4歳児	221	253	258	253	230
5歳児	261	231	263	254	256
小学生児童数	1,652	1,668	1,611	1,628	1,590
6歳児	248	278	239	270	258
7歳児	272	258	280	238	275
8歳児	280	274	258	283	236
9歳児	268	285	275	264	276
10歳児	297	273	288	280	263
11歳児	287	300	271	293	282
中学生児童数	895	905	905	865	864
12歳児	300	289	302	270	294
13歳児	305	308	292	302	268
14歳児	290	308	311	293	302
高校生児童数	860	859	882	943	929
15歳児	254	300	315	320	294
16歳児	297	255	306	314	319
17歳児	309	304	261	309	316
18歳未満児童数の合計	4,781	4,780	4,784	4,802	4,726

鷺宮地区（各年4月1日現在）（単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
就学前児童数	1,612	1,662	1,697	1,818	1,924
0歳児	257	253	297	307	306
1歳児	211	277	273	328	347
2歳児	285	223	283	285	357
3歳児	272	305	245	299	313
4歳児	323	277	311	275	321
5歳児	264	327	288	324	280
小学生児童数	1,864	1,835	1,799	1,801	1,860
6歳児	292	263	313	303	335
7歳児	288	297	262	318	312
8歳児	303	289	299	262	330
9歳児	317	312	289	305	274
10歳児	343	324	311	297	310
11歳児	321	350	325	316	299
中学生児童数	1,081	1,052	1,044	996	1,001
12歳児	362	326	348	328	321
13歳児	354	366	324	343	333
14歳児	365	360	372	325	347
高校生児童数	1,253	1,168	1,137	1,105	1,081
15歳児	404	365	354	375	336
16歳児	381	413	369	356	382
17歳児	468	390	414	374	363
18歳未満児童数の合計	5,810	5,717	5,677	5,720	5,866

将来推計人口の地区別内訳

(単位：人・%)

久喜地区	実績人口					将来推計人口				
	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総人口	72,734	72,383	73,132	72,629	72,057	71,541	70,884	70,180	69,643	68,977
0～14	9,922	9,700	9,538	9,268	8,981	8,477	8,218	7,922	7,684	7,371
うち0～5	3,725	3,646	3,496	3,345	3,194	2,972	2,858	2,749	2,638	2,524
うち6～11	3,982	3,876	3,884	3,838	3,722	3,620	3,456	3,349	3,158	3,018
15～64	51,366	50,618	50,839	49,953	48,945	47,242	46,602	45,563	44,292	43,145
65以上	11,446	12,065	12,755	13,408	14,131	14,634	14,911	15,572	16,582	17,404
0～5比率	5.12%	5.04%	4.78%	4.61%	4.43%	4.22%	4.10%	3.98%	3.85%	3.72%
6～11比率	5.47%	5.35%	5.31%	5.28%	5.17%	5.15%	4.96%	4.85%	4.61%	4.44%

菖蒲地区	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
	総人口	21,937	21,714	21,522	21,243	21,093	20,951	20,789	20,590	20,418
0～14	2,573	2,480	2,391	2,294	2,256	2,175	2,144	2,101	2,053	2,036
うち0～5	846	830	787	740	747	735	736	741	737	725
うち6～11	1,079	1,060	999	987	946	918	908	874	852	833
15～64	15,268	15,044	14,725	14,424	14,153	13,983	13,774	13,435	13,029	12,594
65以上	4,096	4,190	4,406	4,525	4,684	4,793	4,871	5,054	5,336	5,608
0～5比率	3.86%	3.82%	3.66%	3.48%	3.54%	3.51%	3.54%	3.60%	3.61%	3.58%
6～11比率	4.92%	4.88%	4.64%	4.65%	4.48%	4.38%	4.37%	4.24%	4.17%	4.12%

栗橋地区	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
	総人口	26,859	27,161	27,623	27,751	27,685	27,601	27,508	27,392	27,299
0～14	3,921	3,921	3,902	3,859	3,797	3,698	3,629	3,533	3,443	3,365
うち0～5	1,374	1,348	1,386	1,366	1,343	1,291	1,257	1,228	1,219	1,182
うち6～11	1,652	1,668	1,611	1,628	1,590	1,565	1,534	1,483	1,453	1,411
15～64	18,405	18,519	18,691	18,580	18,337	18,130	17,992	17,749	17,391	17,095
65以上	4,533	4,721	5,030	5,312	5,551	5,773	5,887	6,110	6,465	6,730
0～5比率	5.12%	4.96%	5.02%	4.92%	4.85%	4.68%	4.57%	4.48%	4.47%	4.35%
6～11比率	6.15%	6.14%	5.83%	5.87%	5.74%	5.67%	5.58%	5.41%	5.32%	5.19%

鷺宮地区	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
	総人口	34,316	34,686	35,028	35,701	36,588	37,513	38,527	39,568	40,580
0～14	4,557	4,549	4,540	4,615	4,785	4,951	5,146	5,360	5,605	5,848
うち0～5	1,612	1,662	1,697	1,818	1,924	2,091	2,226	2,359	2,414	2,450
うち6～11	1,864	1,835	1,799	1,801	1,860	1,893	1,964	2,082	2,221	2,394
15～64	25,167	25,178	25,105	25,351	25,653	26,036	26,571	26,910	27,128	27,369
65以上	4,592	4,959	5,383	5,735	6,150	6,526	6,810	7,298	7,847	8,381
0～5比率	4.70%	4.79%	4.84%	5.09%	5.26%	5.57%	5.78%	5.96%	5.95%	5.89%
6～11比率	5.43%	5.29%	5.14%	5.04%	5.08%	5.05%	5.10%	5.26%	5.47%	5.76%

※平成17年、18年の久喜市については、外国人登録人口の1歳階級別が不明のため、住民基本台帳人口のみ。

資料：住民基本台帳人口、外国人登録人口

久喜市次世代育成支援行動計画

<後期計画>

平成 22 年 3 月策定

編集・発行 久喜市福祉部子育て支援課

〒346-8501

久喜市下早見 85-3

電話 0480-22-1111 (代)

FAX 0480-22-3319

E-mail kosodateshien@city.kuki.lg.jp

久喜市